

第百十六回国会 衆議院 公職選挙法改正に関する調査特別委員会議録 第二号

平成元年十一月八日(水曜日)

午前十時三分開議

出席委員

委員長 左藤 恵君

理事 中山 利生君

理事 森 清君

理事 伏木 和雄君

上村 千一郎君

小宮 山重四郎君

中村 喜四郎君

村岡 兼造君

谷津 義男君

山花 貞夫君

松本 善明君

出席國務大臣

自治 大臣 渡部 恒三君

出席府委員

警察庁刑事局長 中門 弘君

自治省行政局長 浅野 大三郎君

委員外の出席者

議員 長田 武士君

議員 松本 善明君

警察庁刑事局長 増田 生成君

法務省刑事局長 松尾 邦弘君

自治省行政局長 田中 宗孝君

自治省行政局長 谷合 靖夫君

自治省行政局長 井戸 敏三君

特別委員会第二 調査室長 岩田 脩君

委員の異動

十月十八日

河村 勝君

同日 勝君

同日 勝君

同日 勝君

同日 勝君

同日 勝君

同日 勝君

同日 勝君

同日 勝君

同日 勝君

同日 勝君

同日 勝君

同日 勝君

同日 勝君

同日 勝君

同日 勝君

同日 勝君

同日 勝君

同日 勝君

同日 勝君

同日 勝君

同日 勝君

同日 勝君

同日 勝君

同日 勝君

同日 勝君

同日 勝君

同日 勝君

同日 勝君

同日 勝君

同日 勝君

同日 勝君

同日 勝君

補欠選任

岡田 正勝君

同日 勝君

同日 勝君

同日 勝君

同日 勝君

同日 勝君

同日 勝君

同日 勝君

同日 勝君

同日 勝君

同日 勝君

同日 勝君

同日 勝君

同日 勝君

同日 勝君

同日 勝君

同日 勝君

同日 勝君

同日 勝君

同日 勝君

同日 勝君

同日 勝君

同日 勝君

同日 勝君

同日 勝君

同日 勝君

同日 勝君

同日 勝君

同日 勝君

同日 勝君

同日 勝君

同日 勝君

同日 勝君

公職選挙法改正に関する件について調査を進めます。

この際、公職選挙法の一部を改正する法律案起草の件について議事を進めます。

本件につきましては、先般来御協議を願っておりましたが、理事会におきまして協議が調い、お手元に配付いたしましたとおり起草案を委員長において作成いたしました。

本起草案の趣旨及び内容につきまして、委員長から御説明申し上げます。

近年、指定都市においては、人口の移動等に伴い区の再編成が行われ、衆議院議員の二以上の選挙区にわたって新たに区が設置されるという事態が生じております。

衆議院議員の選挙区は、指定都市については区の区域にその基礎を置いているため、このような場合にあっては、新たに設置された区の所属すべき選挙区を定めることとなりますが、指定都市の区については、市町村の合併の特例に関する法律に基づき特例措置のような規定がないため、選挙区が直ちに變更されることとなり、選挙人の候補者選択が困難になるなど、種々の支障を来すおそれがあります。

本案は、以上のような実情にかんがみ、指定都市の区の新設に関し、衆議院議員の選挙区についてその急激な變更を緩和しようとするものでありまして、衆議院議員の二以上の選挙区にわたって新たに設置された指定都市の区に係る衆議院議員の選挙区については、当該区が設置された日以後二度目に行われる衆議院議員の総選挙前に行われる衆議院議員の選挙に限り、なお従前の区域によることといたしております。

なお、この法律は公布の日から施行することとし、その他所要の規定を整備することといたしております。

以上が、本起草案の趣旨及び内容であります。

公職選挙法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○左藤委員長 これより採決いたします。

公職選挙法の一部を改正する法律案起草の件につきまして、お手元に配付いたしております起草案を本委員会の成案とし、これを委員会提出の法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○左藤委員長 起立総員。よって、そのとおり決しました。

お諮りいたします。

本法律案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○左藤委員長 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決しました。

○左藤委員長 長田武士君外二名提出、政治資金規正法の一部を改正する法律案及び松本善明君外二名提出、政治資金規正法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

順次趣旨の説明を聴取いたします。長田武士君。

政治資金規正法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○左藤委員長 これより会議を開きます。

本日の会議に付した案件

政治資金規正法の一部を改正する法律案(長田武士君外二名提出、衆法第一号)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(松本善明君外二名提出、衆法第二号)

公職選挙法の一部を改正する法律案起草の件

公職選挙法改正に関する件(第十五回参議院議員通常選挙の結果概要)

○左藤委員長 これより会議を開きます。

公職選挙法改正に関する調査特別委員会議録第二号

平成元年十一月八日

公職選挙法改正に関する調査特別委員会議録第二号

平成元年十一月八日

〔本号末尾に掲載〕

○長田議員 私は、公明党・国民会議を代表して、ただいま議題となりました政治資金規正法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由並びに改正案の概要について御説明申し上げます。戦後の我が国政治は、政・財・官の癒着構造のもとに数々の疑惑、疑獄事件を生んできました。その都度、政治改革が叫ばれ、政治資金を初めとする規制措置が講じられてまいりましたが、それに対する規制の骨抜き化、抜け穴探しが行われてきたのが実態であります。その結果として、企業献金の肥大化とともに、政治資金集めのためのパーティーがエスカレートする一方であるという現状にあります。今回再び、戦後最大の構造汚職と言われるリクルート事件によって金権腐敗政治との批判が高まり、政治家の廉潔性に関する国民の信頼が甚だしく損なわれたことはまことに憂慮にたえないところであります。

この際、政治倫理を確立するとともに、政治資金規正法の基本理念に立ち返り、透明で清潔な政治を実現し、国民の政治に対する信頼を取り戻し、真の議会制民主主義を確立することが緊急な課題であります。

かかる立場から、政党その他の政治団体及び公職の候補者の政治活動の公明と公正を確保するため、政治資金パーティーの規制、政治団体の金銭及び公職の候補者の政治資金の運用の規制、政治団体が有する資産の公開、政治活動に関する寄附等に関する公開の徹底、指定団体制度の強化、法人その他の団体の政治活動に関する寄附の禁止、政治活動に関する寄附の量的制限の強化、株式等による政治活動に関する寄附の禁止、政治活動に関する寄附への公務員の関与等の制限、罰則の強化その他の措置を講ずる必要があります。

これが本法案を提出する理由であります。次に、本法案の概要について御説明申し上げます。その第一は、政治資金パーティーの規制についてであります。対価を徴収して行う催し物で、その収益を政治

団体及び特定公職の候補者の政治活動に支出するものを政治資金パーティーとし、政党及び政治団体以外のものが開催することを禁止することとし、その対価の支払いは政治活動に関する寄附とみなし、現行法の政治活動に関する寄附と同様の規制を及ぼすものとしております。

第二は、政治団体の金銭及び公職の候補者の政治資金の運用の規制についてであります。政治団体は、その有する金銭を、公職の候補者は、その政治資金を、金融機関への預貯金のほか、公債、金銭信託以外の方法で運用することを禁止することとしております。

第三は、政治団体が有する資産の公開についてであります。政治団体は、土地、建物、一定額以上の動産等の資産について毎年、公開することとしております。

第四は、政治活動に関する寄附等の公開の徹底についてであります。政治資金に関する寄附者の公開基準については、寄附額が、政党または政治資金団体を受ける場合は年間十万円、その他の政治団体または指定団体の届け出をしていない特定公職の候補者を受ける場合は年間五万円を超える者としており、党費及び会費の公開基準については、その金額が政党・政治資金団体に対するものにあつては年間十万円、その他の政治団体に対するものにあつては年間五万円を超える者としております。

また、政治団体及び特定公職の候補者の支出の公開基準については、一件三万円を超えるものを公開の対象とすることとしております。

第五は、指定団体制度の強化等についてであります。政治資金を取り扱うべき政治団体として特定公職の候補者が指定できる政治団体は、一つに限るものとし、その政治団体の名称には、当該候補者の氏名が表示されなければならないものとする。また、指定団体の届け出をしていない特定公職の候補者については寄附に係る金銭等について

ての収支報告書の提出を義務づけております。

第六は、法人その他の団体の政治活動に関する寄附の禁止についてであります。法人その他の団体は、政治活動に関する寄附をしてならないものとする。また、法人その他の団体が負担する党費・会費は寄附とみなし、同様に禁止することとしております。

第七は、政治活動に関する寄附の量的制限の強化についてであります。個人が各年に行う政治活動に関する寄附は、政党・政治資金団体に対しては千円、公職の候補者及びその他の政治団体に対しては五百円をそれぞれ超えてはならないものとしております。

第八は、株式等による政治活動に関する寄附の禁止についてであります。何人も、株式・土地を供与し、または交付することにより、政治活動に関する寄附をしてはならないものとし、また、これらの寄附を受けてはならないものとしております。

第九は、政治活動に関する寄附への公務員の関与の規制についてであります。国及び地方公共団体の一般職に属する公務員等は、自己以外の者がする政治活動に関する寄附に、関与してはならないものとし、また、何人も、これらの行為を求めはならないものとしております。

第十は、罰則の強化についてであります。法の適切な執行を図るため所要の罰則の整備を図ることとしております。

この法律は、平成二年一月一日より、施行することとしております。

以上が、本法案の提案理由並びに改正案の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○左藤委員長 次に、松本善明君。

政治資金規正法の一部を改正する法律案

○松本（善）議員 このたび日本共産党から提出いたしました政治資金規正法の一部を改正する法律案について、その提案理由と内容の概略を御説明申し上げます。

御承知のように昨年来、リクルート疑獄事件が国政を揺るがす大問題となっております。こうした金権腐敗政治に対し、さきの参議院選挙でも国民の厳しい審判が下されました。しかし、今度はパチンコ業界の政治献金の疑惑問題が今国会で取り上げられました。こうした疑惑を解明するとともに、金権腐敗政治を一掃し、国民の信頼にこたえることが緊急に求められています。

そのためには、金権腐敗政治の根源である企業・団体献金を禁止することが最も重要です。営利を目的とする企業の献金は、必ず見返りを求めるもので、常におおらかな性格を持っているからです。リクルートからの献金問題はこのことを最も明瞭に示したのではないのでしょうか。また参政権のない企業・団体が莫大な経済力で政治に介入することは、結局、主権者国民の参政権を侵害することにつながり、憲法の原則にも触れるものであります。

また、この間の経過は現在の政治資金規正法のさまざまな欠陥、例えばあれだけ献金したリクルートの名前が報告書に一切出ないなど、収支の明瞭化という法の目的に反する問題が明らかになってきました。したがって規正法の趣旨に照らして、当面急がれる幾つかの施策を法制化する必要があります。

こうした理由によって、我が党は次のような内容の改正案を提出しました。

以下御説明いたします。

第一に、既に述べました理由で、企業・団体の政治活動に関する寄附を禁止しています。また問題は、パーティーに名をかりた寄附集めであり、企

業・団体献金禁止の立場から当然、企業・団体によるパーティー券の購入は禁止することとしています。

第二に、最近の政治資金をめぐる状況の中で、政治家が株などの投機的取引を広く行っていることが明らかになりましたが、政治資金を投機的取引に使うことは当然禁止されなければなりません。したがってその条項を明記するとともに、政治団体が政治家の地位や職務を利用した不当な利得を得ることを規制する立場から、政治団体の資産に関する売買を報告しなければならぬこととしました。

第三に、政治資金の流れをガラス張りにするために、次の措置をとることとします。それは、寄附者の公開基準を大幅に引き下げ、年間十万円超のものとする。各政治団体が関係する特定公職の候補者の氏名等を公表すること、寄附者の氏名公表を免れるため献金相手を政治家やその関係する政治団体の複数の者に分散させることを禁止し、政治家の指定団体は一つに限ること、さらに国会議員等が自分の指定団体から還流させた寄附も支出内容を報告させることです。

最後に、寄附制限などの違反行為があっても、秘書など担当者が罰せられるだけで、政治家には責任が及ばないという点も問題です。本案では、政治家は、政治団体の代表者である場合はその役員または構成員に対して、また秘書など雇用する者に対して、さらに自己の指定団体の会計責任者に対して、それぞれ監督義務があるものとし、これらの者が違反行為をしたときは監督義務違反を問うものとしております。

以上が、この法律案を提出した理由及びその内容の概要であります。なお、我が党は企業献金の禁止だけで他の党との一致が可能であれば、それに絞って実現に向けて共同の努力を払うつもりであることを申し添えます。

本改正案を十分に審議の上、賛成していただき

ますようお願いいたします。

○左藤委員長 次に、公職選挙法改正に関する件について調査を進めます。

この際、自治大臣から発言を求められておりますので、これを許します。渡部自治大臣。

○渡部国務大臣 この機会に、第十五回参議院議員通常選挙の結果の概要について御報告を申し上げます。

御承知のとおり今回の選挙は、七月九日に任期が満了となる参議院議員の通常選挙でありまして、選挙すべき議員の数は、比例代表選挙五十八人、選挙区選挙七十六人、合計百二十六人でありました。

選挙当日の有権者数は約八千九百八十九万人で、前回の通常選挙に比べ約三百四十六万人増加しております。

次に、投票の状況について申し上げます。七月二十三日の投票日の天候は、一部の地域で曇りのほかは、全国的に晴れの好天に恵まれました。

投票率は、六五・〇％でありまして、これは、衆参同日選挙となりました前回に比べ六・三％下回りましたが、通常選挙が単独で行われた前回に比べますと、八％高くなっております。

次に、立候補の状況について申し上げます。比例代表選挙につきましては、候補者名簿を届け出た政党は四十政党であり、前回に比べ十三政党増加しており、その届け出名簿に記載された候補者の数は三百八十五人で、前回に比べ百四十二人の増、競争率は七・七倍でありました。

選挙区選挙につきましては、候補者数は二百八十五人で、前回に比べ二十二人の増、競争率は平均三・八倍でありました。

次に、当選人の状況について申し上げます。党派別に申し上げますと、日本社会党は比例代表選挙で二十人、選挙区選挙で二十六人、合計四十六人、自由民主党は比例代表選挙で十五人、選

挙区選挙で二十一人、合計三十六人、連合の会は選挙区選挙で十一人、公明党は比例代表選挙で六人、選挙区選挙で四人、合計十人、日本共産党は比例代表選挙で四人、選挙区選挙で一人、合計五人、民社党は比例代表選挙で二人、選挙区選挙で一人、合計三人、税金党は比例代表選挙で一人、選挙区選挙で一人、合計二人、第二院クラブ及びスポーツ平和党は比例代表選挙でそれぞれ一人、諸派・無所属は選挙区選挙で十一人となっております。

なお、婦人の当選人は二十二人で、前回は十二人上回り、これまでの最高となりました。次に、比例代表選挙の全有効投票に対する党派別得票率は、日本社会党三五・一％、自由民主党二七・三％、公明党一〇・九％、日本共産党七・〇％、民社党四・九％、税金党二・一％、第二院クラブ二・一％、スポーツ平和党一・八％、諸派八・八％となっております。

また、選挙区選挙の党派別得票率は、日本社会党二六・四％、自由民主党三〇・七％、連合の会六・八％、公明党五・一％、日本共産党八・八％、民社党三・六％、税金党一・六％、諸派・無所属一七・〇％となっております。

最後に、選挙違反の状況について申し上げます。投票日後九十日目の十月二十一日現在の今次選挙における検挙事件数は四百九十七件、検挙人員は一千三百八十五人となっておりますが、これを前回と比較いたしますと、件数で二百二十四件、八二・一％、人員で六百六十一人、九一・三％の増加となっております。

以上をもちまして、過般の参議院議員通常選挙の結果の御報告を終わります。

○左藤委員長 次に、警察庁中門刑事局長より発言を求められておりますので、これを許します。

警察庁中門刑事局長。本年七月二十三日に施行されました第十五回参議院議員通常選挙における違反行為の取り締まり状況について御報告申し上げます。

選挙期日後九十日現在で集計いたしました数字は、お手元に資料としてお配りしてあります表に示したとおりでございます。

検挙状況は、総数で四百九十七件、千三百八十五人となっております。前回の選挙の際におきまして同時期の検挙二百七十三件、七百二十四人に比べますと、件数で二百二十四件、八二・一％の増加、人員で六百六十一人、九一・三％の増加となっております。罪種別に申し上げますと、買収三百五十五件、千十三人、自由妨害三十三件、三十二人、戸別訪問五十八件、百三十一人、文書違反六十八件、百八十七人、その他二十三件、二十二件となっております。買収が検挙事件のうち件数で六三・四％、人員で七三・一％と最も多くなっております。

また、警告状況を申し上げますと、総数で一萬一千三百七十三件でございます。前回選挙の際の一萬四千四百四件と比べますと、九百六十九件、九・三％の増加となっております。なお、警告事件のほとんどは文書関係についてのものでありまして、総件数の九三・七％を占めております。

以上、簡単にございまして、概略を御報告申し上げます。次第でございます。

○左藤委員長 これにて説明は終了いたしました。

○左藤委員長 これより質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。野中広務君。

○野中(広)委員 私は、自由民主党を代表いたしまして、政治改革、衆議院議員の定数並びに政治資金のあり方等につきまして質問を申し上げます。

第一に、政治改革についての基本姿勢についてお伺いをいたします。

見ると、特に我が党に厳しい批判が集中しております。これは否定できないところであり、我々はこの謙虚に受け止めなければならぬと考える次第であります。しかし、戦後等々として築いてまいりました自由主義体制の変更を国民が今回の選挙において望んだとは考えられないのであります。

政治不信のよって来る大きな原因の一つは、政治と金の問題にあると考えますが、国民の福祉の向上のための各般にわたる政策活動を展開し、また、これらの政策に対する国民の理解や支持を得ていく上で、政治資金は重要な役割を果たしております。このような政治資金の役割は正しく認識されなければなりません。同時に重要なことは、政治資金についての国民の理解が得られるように、みずから厳しく律していくことでもあります。

我が党といたしましては、さきに決定をいたしました政治改革大綱において、政治資金について、第一に、できる限り節減をする工夫や努力を重ね、政治活動の本来の目的にそぐわない支出は徹底的に抑制をする。第二に、収入は公正明朗な資金によるべきであり、いしくも不当違法なもの、疑惑を招くようなかわり合ひは厳に慎むこと。第三に、ガラス張りの努力をして透明度を高め、政治資金の公正さを確保すること等としております。

このような観点から、政治資金制度の見直しが必要であると考えますが、金がかかる選挙の背景には、選挙制度の問題があることも見逃すことができません。諸問題の多くが現行中選挙区制の弊害に起因していることにかんがみまして、選挙制度についても徹底的な見直しを行う必要があると考えるのであります。

言うまでもなく、今日の急務である政治改革は、以上述べましたもののほか、政治倫理の確立、国会運営や党改革など幅広い分野にわたる大きな課題であります。さらに言えば、二十一世紀に向かって我が国が国際社会において期待される

役割を適切に果たすとともに、国内的にもさまざまな利害の調整を図りつつ、各般にわたる政策課題に的確に対応し得る政治の確立が不可欠であつて、このためにも我々は国民の期待にこたえて、政治改革に鋭意取り組みなければならぬものと考えてるのであります。

そこで、まず自治大臣に、政治改革についての基本的大お考えをお伺いをいたしたいと存じます。

○渡部国務大臣 お答えいたします。

ただいまの野中委員の御質問、大変重要な問題であると考えます。残念ながら政治不信、国民の皆さんから大変厳しいものがございます。その基本は政治と金にまつわる政治家の不信に由来をしておるということを考えますと、さきの通常国会で自由民主党が率先して政治資金規正法の改正案、また、当面緊急の課題として金のかからない政治活動のための選挙法の改正案を提出されましたことは、高く評価されなければならないと思います。

やもすれば政治資金そのものを否定するような風潮なきにしろあらずでありますけれども、私は今委員お話しのように、政治資金の透明度を高め、俗な表現を申し上げさせていただきます。今後はきれいに集め、きれいに使う、国民の皆さんが納得されるような結核である、こう理解していただけるような政治資金のあり方が望ましい、こう考えます。当然のことながら、これは選挙制度そのものと密接不可分の関係があるわけでありまして、自由民主党が率先して政治資金の透明度を高め、国民の理解を得るための改正案、これと並行して金のかからない政治活動をするための選挙法の改正案を出したのでありますから、ぜひこの国会においてこれを成立させていただくように私も願望をいたしております。

ただ、やはりこういう問題は国会で各党共同の責任として話し合いをされることが望ましいのであります。三野党からもさきの通常国会で提案がなされ、また、きょうも公明党、共産党からも

提案がなされておりますので、どうぞ国会において、まさに野中委員おっしゃるとおり、二十一世紀の未来に向かって、議会民主政治を確たるものにするための政治改革が各党間の話し合いで行われることを強く希望をいたすものでござります。

○野中(広)委員 次に、衆議院議員の総定数についてお伺いをいたしたいと存じます。

我々は今日まで、国鉄、電電、専売の三公社の民営化や、公務員の削減などの簡素で効率的な行政の実現を目指す行政改革を行ってきたところであります。また、地方の議会におきましても、議員数を削減する努力が重ねられてまいりました。法律で定める議員定数よりかなり下回った議員数となつていくと承知しておりますのであります。このような状況の中で、国会のみが現行定数を漫然と維持することは、国民の政治への信頼の観点から考えましても、許されることではないと考えるのであります。

我が党は政治改革大綱において、公職選挙法の本来の定数四百七十一人、さらに、選挙区制の抜本改革に伴ひまして、さらにそれ以下を目標に定数削減すべきものとしておるのであります。この第一に、地方議会における今日までの定数削減の状況をまずお伺いをいたします。第二に、衆議院議員の定数削減についての自治大臣のお考えをこの際お伺いをいたしたいと存じます。

○渡部国務大臣 お答えいたします。

地方議員の定数の減少状況について昭和六十年十月現在で調査した結果によると、都道府県、市区町村を合わせ三千三百五十五団体のうち三千百八十五団体で減少条制が制定されており、減員数は一万九千六百七十七人、減員比率は法定定数の二二・七%となつております。まさに野中委員御指摘のとおり、地方議会の皆さん方は、国民のための行革の姿勢をまずみずから身を切ることに由つて範を示そうということで、これほどの努力をなされておることなのでありますから、国会としてこれは例外でありません。

に残念ながら第一次産業がついていけなかったというような情勢の中で過疎過密というものが急速に進んだ結果、過密地帯と過疎地帯の格差というものが問題になり、結果としては過密選挙区の議席をふやすという安易な方法でこれを解決してきたために、本則で四百七十一名の議員が大幅に増加した状態になっております。これは、私が申し上げるのは僥越かと思ひますけれども、地方議会の努力等を考えると、国民に対してまず範を示さなければならぬ国会として、今後十分にお考えをいただかなければならぬ問題であると考えます。

○野中(広)委員 次に、政策本位の選挙と政党中心の政治資金の調達につきましてお伺いをいたしたいと存じます。

国民の政治に対する不信感、政治に余りにも多くの金がかかり過ぎることによると考えるのであります。政治や選挙に金がかかる大きな原因は、現在の選挙制度にあると考えます。現在の中選挙区制のもとにおいては、衆議院で過半数の議席の獲得を目指す政党にとつて、同一の選挙区で複数の候補者が立候補するといういわゆる同士打ちを避けることができないのであります。このため政策を争う選挙でなく、個人本位の選挙となりがちとなりまして、地元に着目した日常活動に多額の金がかかる結果をもたらしているのが実情であります。このような現状を打開し、政策本位の選挙を実現するためにも、選挙制度の抜本的な見直しを行うことが必要であると考えるのであります。自治大臣の御所見をお伺いをいたしたいと存じます。

また、現在のような個人本位の選挙のもとにおきましては、政治資金もまた政治家個人がその調達に苦勞するという実情になっておるのであります。しかしながら、このような政治資金の流れの中で、政治家は政治資金の拠出者との関係について国民から疑惑の目で見られるおそれがあります。また、政治家の側におきましても、政治活動の相当部分を政治資金集めに振り向けざるを得な

いという不本意な結果となつておるのが実態であると思ふのであります。政治家が国民から疑惑の目で見られることのないようにし、さらに政治家が政治資金の調達に苦勞から解放されて、本来の政治活動に全力を挙げることができるようになるためには、政策本位、政党本位の選挙の実現のための選挙制度の改革とあわせて、政治資金の流れを政党中心にするように改めていくべきであると考えらるべきであります。自治大臣の御所見をお伺いをいたしたいと存じます。

○渡部国務大臣 金のかからない選挙、金のかからない政治、これは当面緊急の問題でございします。私は、そのためには二つの柱がなければならぬと思ひます。一つは、これは野中委員御指摘のとおり、選挙制度全体をここで見直していくといふこと、金のかからない選挙制度はいかにあるべきかといふことに取り組んでいかなければならぬといふこと、もう一つは、選挙に立候補する者、また選挙で投票をする者、その意識革命が行われることも非常に大事なことでありと思ひます。

また、これと密接関連する政治資金については、まさに野中委員おっしゃるとおり、個人個人が政治資金を集めるというよりは、やはり政党が中心になって政治資金を集めて、そしてみずから所属する議員が立派な政治活動ができるように援助してあげる、これが最も望ましい方法ではないかと考えております。

○野中(広)委員 そこで、選挙資金のあり方について、さらに公的な選挙資金の助成の充実についてお伺いをいたしたいと存じます。政治資金は、言うまでもなく、できるだけ節減し、工夫し、努力を重ねる必要があるものであります。本来の政治活動に要する経費に充てられる政治資金は、いわば民主主義のコストともいふべきものであらうと思ひます。政治家がその責任の重大さを自覚して、国民にかわつて政治に邁進するためには、十分に政治活動が行える環境

を保障することが肝要でありまして、政治活動に要する政治資金についても、不可欠なものとしてその調達を考えるべきものであります。

現在、国会議員に對しましては、国庫から歳費及び文書通信費、さらに旅費としてJR各社の乗車証または航空引きかえ券が交付されておられるのであります。また、秘書二名分の給料が認められておるわけでございします。さらに各会派に對しては、所属議員一人当たりの立法事務費が支給をされております。

議員の政治活動についてどの程度の公的負担が必要であるかについてはいろいろ議論のあるところでありまして、アメリカでは、議員秘書として下院では一議員当たり年額四十万六千ドル、仮に一ドル百四十円で換算いたしましたとしても五千六百八十四万円余りが支給をされておるのであります。また、西ドイツにおきましては、総選挙一回につきでありまして、総額二億二千六百四十五万マルク、一マルク七十円といたしまして百五十八億五千二百萬圓の金が選挙運動費用補助として政党に支給されておるのであります。

各国においては、その国独特の議會政治の歴史やあるいは選挙制度があるわけでございしますから、一概に日本とこれを比較することはできませんのであります。しかし、いづれにいたしましても政治資金の調達を検討する場合には、政治活動の公的性格にかんがみまして、公的助成を十分に充実にする必要があると考えております。自治大臣のお考えをお伺いをいたしたいと存じます。

○渡部国務大臣 御指摘の政治活動を立派にいくために公的助成をすべきではないか、また、これを円滑に進めるためには政党法等をこれから考えていかなければならないというような声は、政治不信を解消しなければならぬ、政治改革に取り組みなければならぬ今日の状態の中で、各方面から御意見が出されております。また、新しい海部内閣も、海部首相みずから今この問題に非

常に真剣に取り組んでおります。委員御指摘のように、現在も立法事務費、また選挙においても選挙のボスターあるいは選挙に使う車、そういうものを国が負担するといふような若干のことはしておるわけでありますけれども、これで十分でよいとするような議論は極めて少なくなつて、今委員御指摘のように大幅な公的助成といふものの必要性を唱える声、これは与野党ともに強まつてきておりますので、ぜひ今後国会の諸先生方に立派な成案をおつくり賜りたい、また自治省としてもそのためのできる限りの努力をしてまいりたいと存じております。

○野中(広)委員 さらに、自由民主党が今回提案をいたしております政治改革二法案についてお伺いをいたします。政治改革は、選挙区制の中長期的な視点から議論をしなければならぬ課題も多いのであります。国民の政治改革に対する期待にこたえるためにも、可能なものについてはできるだけ早く実行に移すことが重要であると思ひます。

このため我が党では、選挙区内での冠婚葬祭への寄附については、罰則及び公民権の停止をもつてこれを厳しく禁止することを主な内容とする公職選挙法の改正案をさきの通常国会に提案をいたしました。また、パーティー券の大口購入の禁止、多額購入者の氏名の公表、寄附の公開基準金額の引き下げ、政治資金の運用による株取引の禁止などを内容とする政治資金規正法の改正案も同時に提案をいたしております。これらの改正法案に對する自治大臣の御所見をお伺いをいたしたいと存じます。

○渡部国務大臣 ただいま野中委員から御指摘のありました、さきの通常国会で自由民主党から提出されました選挙法の改正、政治資金規正法の改正、これはいづれも金のかからない選挙、政治活動、また国民の皆さんから理解される政治資金の透明度を高めるための大変な御努力の成果でございします。

もちろん、この世の中に一〇〇%完璧といううなものはないと思ひます。常にお互いが二十一世紀に向かつて一歩一歩前進をして、将来の理想に達するといふことを考えれば、今国民の望まれる政治改革の第一歩としてこの法案ができるだけ早く緊急当分のものとして成立し、さらに、同時にまた大きな視野に立つての将来の選挙制度全体としての改正、いわば当面の問題と長期的な視野に立つての問題、こゝういふふうに考えていかなければならぬと存じておるわけであります。さきの通常国会では私はこの立場におりませんで、国会運営の立場におりました。が、なかなか野党の皆さん方の審議の御協力を得られないで、さきの通常国会で成立することができなかったことは大変残念だった、こう思つております。

○野中(広)委員 次に、この夏の参議院選挙におきまして、私の地元であります京都選挙区の選挙において、日本共産党は投票日に切迫をいたしました。七月十九日から二十二日にわたりました、それぞれ投票を依頼する目的で、党の名称及び候補者の氏名を表示した日本共産党中央委員会発行の機関紙、一九八九年七月二十三日付赤旗日曜版の見本を京都市を含む府下の主要地域に広範囲にわたって、赤旗日刊紙を購読していない不特定多数の有権者に約五十萬部を無償で配布したと仄聞するところでございします。

この配布行為は、外形上、赤旗日曜版の購読を勧誘するよう装束しているものの、文書の内容や配布地域、配布部数、配布時期などを総合して考えてみますと、明らかに公職選挙法第四十二条の文書図画の頒布の禁止を免れる行為であります。選挙運動が公正に行われることを図る同条の趣旨に反するものと考えられるのであります。もしこのような勧誘行為をさへ装束していれば公職選挙法第四十二条で言う文書図画の頒布の禁止を免れることになれば、同条はこの点から有名無実になると思はれるのであります。この点についてのお考えをお伺いをいたします。

さらに、これを許せば、機関紙をフルに活用できる政党や政治団体がそうではない政党や政治団体より圧倒的に選挙を有利に戦えるとともに、金のかかる選挙を助長するおそれがあると思われるのでありますが、このことは選挙の公正という立場から問題が多いと思うのであります。これらの各点について御所見を賜れば幸いですと思うのであります。

一方、赤旗は機関紙として正式に自治大臣に届け出をしておるのであるから、公選法第二百一条の十四の規定により、一般新聞の選挙報道、論評を掲載した配布方法の規制より緩和されており、同条において第四十八条第一項及び第二項の規定を準用しているものの、この場合では「同条第二項中「通常の方法（選挙運動の期間中及び選挙の当日において、定期購読者以外の者に対して頒布する新聞紙又は雑誌については、有償である場合に限り）」とあるのは、「当該機関新聞紙又は機関雑誌で引き続き発行されている期間が六月以上のものについては「通常の方法（当該選挙の期日の公示又は告示の前六ヶ月間において平常行われていた方法をいい、その間に行われた臨時又は特別の方法を含まない）」と読み替えるものとする。」と規定されており、したがって、赤旗日曜版見本の配布行為、各戸無償配布は、公選法第二百一条の十四に照らして適法であるということと主張しておるのであります。しかし、このような赤旗日曜版見本の配布行為は、前にも述べましたように公選法第二百一条の十四で言う「平常の配布方法を著しく逸脱したものでありまして、同条に照らしても違法であると考えるのであります。

私が本質問におきまして問題にしたいのは、このような赤旗日曜版見本の配布行為は、明らかに公選法第二百一条の文書図画の頒布の禁止を免れる目的で機関紙の勧誘行為を装った脱法行為であるにもかかわらず、日本共産党の弁明を許すのは、法の不備あるいは公選法第二百一条の十四の規定のあいまい性に起因するのではないかと思

うのでありますが、この点についてのお考えを伺いたいと思存します。

○浅野（大）政府委員 御指摘もありましたように、公選法は百四十二条で、文書の頒布という点について厳しい制限を置いております。一方、新聞につきましては、報道、評論の自由が尊重されなければならないということがございます。ですから、これまでもしばしば新聞紙、あるいはなにかんずく政党機関紙というふうなものについていろいろな御議論が行われてまいりまして、そういう御議論の中でいろいろな改正も行われてきたわけでございます。

もう十年以上前になりますが、一番新しい大きな改正としては、例えば昭和五十年の改正で、いわゆるビラ公害という批判に対応するために、号外、臨時号のようなものは頒布してはいけないというふうな規制も行われたわけでございます。ただ、そのときに、新聞である以上、その新聞の頒布自体を禁止するということではもちろんで、きないわけでございましょうから、あくまでも通常の方法、従来やっていたと同じような形で配るものであるなら、それまで禁止するわけにはいかないだろうということで、現在のような法制に至ったのだと承知をいたしております。

ですから問題は、一体頒布の方法が通常の方法であるかということとございまして、特に通常かどうかということにつきましても、今申しました昭和五十年の改正の際に、「平常行われていた方法」というふうに法律上もちゃんと書くというふうな改正も行われたわけでございます。具体の事例につきましては私も事実関係を詳細に知っておるわけではございませんので、どういふふうに当てはまるのかということについては、恐縮でございますが申し上げることはできないわけでございまして、要は通常の方法で頒布されたかどうかというこの認定の問題であらうと思えます。

なお、百四十八条の方には定期購読者以外には有償に限るというような規定がありますので、そう

いう規定があればあるいはもつとはつきりするのかもしれませんが、実は昭和五十年の改正の際に、政府原案では二百一条の十四もそういうような文言が入っておりましてけれども、国会での御修正で現在の形になったというふうな経緯もあるということとございまして。

○野中（広）委員 もう少し詰めたのですが、時間が参りましたので、これで終わります。

○左藤委員 次に、山花貞夫君。

○山花委員 本日、第十五回参議院通常選挙の結果及びこの際の選挙違反の状況について御報告をいただきました。

実は、同時に大事な問題は、きょうのこれまでの議論にもありまして、政治資金の関係、選挙と金の関係だと思えます。この間、自治省の方では政治資金の状況につきまして六十三年度分を公表しておりますけれども、その概要と特徴について冒頭御説明を加えていただきたいと思います。

○浅野（大）政府委員 昭和六十三年分の自治大臣所管の政治団体に係るところの政治資金の状況でございますが、まず、収入につきましては、総額千七百二十三億円となっております。前年に比べますと一九・四％の増加でございまして、これまでの最高となっております。

次に、この収入の内訳を申し上げますと、党費または会費が約二百七十億円でございます。それから寄附が約八百七十九億円、事業収入が約四百八十三億円、借入金三十六億円、その他の収入が約五十六億円というふうになっております。なお、伸び率を申し上げますと、党費または会費が六〇・二％の増、寄附が二九・一％の増などとなっておりますのでございまして。

○山花委員 今お話しのとおり、本年発表されました昨年の政治資金の状況について振り返りますと、いずれのマスコミの見出しもそうだったわけですが、史上最高の一千七百二十三億円である、金がかかっている一方であるということが明らかになりました。政治と金の絡みにつきましては、

現実には国民の疑惑の目が注がれながら、その点についてはなかなか解明することができません。わずかな手がかりがこうした公的な発表、そこでの資料を分析するというところになってくると思えます。今のお話の中でも特徴点が幾つか出ておったのではなからうかと思えます。一つは、六〇％以上増ということになりましたが、会費等の関係です。もう一つは、今ちょっとお話の中では触れられておりませんでしたけれども、いわゆるパーティー収入についての資金づくりというものが相変わらず続いていたということが特徴点としてあったのではないかと思うのであります。

そこで、具体的な問題について伺いたいと思うのですが、先ほどの議論でも、政治と金の関係について、したがって選挙制度の改正である、政治資金規正法の改正である、こうした議論がなされたわけですが、けれども、もっとも先に手をつけるべきところがあるのではないかと私は考えるところであります。

実は、莫大の政治資金の非常に重きをなしている自民党の党費と党友費の関係であります。かつてこの問題につきましては、昭和五十二年の自民党の全党員による総裁予備選挙の実施に際しまして、そのための党員づくりということが行われました。最近投票によって総裁を決めるということがありませんでしたので、その時点にはある程度の党員づくりが行われましたけれども、中心はやはり参議院比例代表区の予定候補が順番を決めるための材料として党員を集める、このところに党員、党友拡大の原因というものがあろうと思えます。ここ数年振り返りまして、いわば政治資金の調達で頂点に達するのは参議院の選挙が行われた年である、こうなっているわけでありまして、実はこの点につきまして若干、公にされた資料で私の方で調べてみたわけですが、公の資料といたしましては、官報に掲載された自民党の収支の報告というところになります。まず党員の関係について見てみますと、六十二年につきましても報告では、党員が百九十九万一

千四百四十七人、これによる党費が二十九億八千七百七十五万五千元という事になっております。六十三年度につきましては約三百万人増員いたしました。これはやはり比例代表選挙における自民党の順位争いのための各候補の党員集めということにあると思いますが、五百万一千九百八十名、党費収入は七十五億二百九十七万七千、こうした数字があらわれております。これが実は選挙が終わりますとぐくぐく党員が減るということにつきましては、本年八月三十一日現在で自民党が発表いたしました党員は二百九十六万三千三百三十二人、新聞では四割減った、二百万人減ったということが報道されたところであります。

そこで、今申し上げました党員と党費の関係につきましては、ここに書かれています数字は自民党本部に対する上納金ということになります。したがって千五百円、一人の党費は四千円ということでありまして、都道府県に行く分を含めると、五百万人として二百億円の金が党費として集められたという形になります。このうち比例代表選挙の候補がどれだけ集めたかというところについて、これもいわば公表された資料からの分析でありますから正確さは欠くかもしれませんが、六十二年、六十三年の増員の差ということになりますと三百万人であります。四千円掛けますと百二十億。一応形の上では自民党の党員拡大、比例代表の順番をつくるための党費という形による資金集めで百二十億円集めたというように見ることができるとはなからうかと思ひます。

同じように自由国民会議の党友の関係について見ますと、六十二年度が八万九千二百六十七人でありまして、一人一万円、入ったお金は八億九千二百六十七万円であります。選挙を迎えました六十三年には、これが八・八倍に膨らみます。党友の数が七十八万一千二百二人、入った党費は七十八億一千二百万円ということになります。この間の増員分は六十九万一千八百三十五人、党友一人一万円、金額にして六十九億二千万円、約七十億円の党費といふことで自民党に入りました。

こうして入ったお金につきましては、実は資金の流れが非常に複雑でありまして、なかなかつかみにくいのであります。党友の組織である自由国民会議に入り、これが自民党の政治資金団体である国民政治協会に入り、これが自民党本部へ行く。さらにこれが問題となつていゝる還流といふところもある。なかなかつかみづらいつてありますけれども、今申し上げました数字から一応の形の上での推定ができますのは、党員分が百二十億円、党友分が七十億円、合計百九十億円ということになります。自民党の比例代表に載りました二十六人、辞退された方もありましたけれども、その方もぎりぎりまでは党員集めをされておつたものと思ひます。そうなつてくると、各候補者が一人七億円を党の本部に納めなければ名簿の順番に載つてもらうことができなかった。それが大きいか小さいかによつて順番が決まるわけでありまして、この党費と党友費が非常に大きな比重を占めてゐるというのが特徴の一つとして挙げられるのではなからうかと思ひます。

そうなつてきますと、参議院の制度につきまして、これは衆議院についても同じで、後ほど触れたいと思ひますが、金のかかる選挙に対する批判から、先ほど来政策本位の選挙制度あるいは小選挙区制の問題に連なるような議論がされておりましたけれども、金がかかつてゐるのは実は別のところにあるのではなからうか。こうした形で金を集めるというところは、その金を使うから集めるということにもなるわけですが、党員、党友のために百九十億円の集める。一人の候補者が七億円集めなければ自民党の立場での選挙の戦利に参加することができない。こうしたことがまず金のかかる選挙制度の根本の問題としてあるのではなからうかと思ひます。この数字につきましては、これは自治省ではお答えいたさないけれども、これは御所見をお伺いしたいと思ひます。ついでに御所見をお伺いしたいと思ひます。

は、みずからの信する思想、考え方、これを実現してくる政党に国民の皆さん方が入党し、党費を払い、これによつて党が運営されるということ、これが最も望ましい理想の姿で、自由民主党、かつては大変残念ながら党員が少なかったものでありますけれども、近時、自由主義を守ろう、自由主義を経済で今日の国民の豊かさを守つていこうという考え方の国民の皆さんが増大して、党に入党し、党費を払う党員が増加してゐることは、単に自民党のみならず、その他の政党の皆さん方も同じでありますけれども、議会民主政治、政党政治のあり方として望ましいこととてございします。

ただ、今、山花委員より御指摘のあつた参議院の拘束比例制の候補者の党員集めの問題がございまして、党の選挙対策委員も兼任しておつたときと記憶によりますと、自由民主党の中の拘束比例代表制の順位決定のために党員集めがエスカレートすることは好ましくないというところで、たしか選挙対策委員会、ある一定限度以上の党員数は順位決定の基準にしないというふうな決定がなされた、私の記憶は一〇〇％コンピュータではありませんが、そんな記憶を今思い出しておるところでございます。

○山花委員 大臣のおっしゃつた今の基準ということにつきましては、比例代表の立候補予定者のノルマと言つたら失礼かもしれませんが、これ以上新規党員は二万人、後援会員は百万人、これ以上集めても順位決定の基準にはしない、こうした自民党のいわば内部的な意思統一だつたと思ひますけれども、それはあつたとしても、それではやはり不安でありますからたくさん党員を集める、党友を集める、こういう努力が課せられておつたというのが実際の選挙の実情だということだと思ひます。

さて、そこで、前段大臣がおっしゃいましたことは、まさに筋論といひますか建前論ということだと思ひます。自民党の党改革に着手しました十年ちよつと前、三木総理の時代の党改革について

の議論につきましてもいろいろ拝見いたしましたけれども、今大臣おっしゃつたような近代的な政党に脱皮するためには、一人一人の党員の協力、そして新しい党の体制づくりということが議論されて、今日の自民党の党規約及び党員に関する諸規定の原則がその当時でき上つてゐると私も承知をしております。

ところが、現実にはその建前論ではなくなつてゐるという一つのことが、今申し上げましたような三百万の党員をつくる、そして七十万の党友をつくるということにつきまして、一人一人の国民の政治参加、政党加入ということとは全く問題を異にした、業界団体による党費の肩がわりという方法によつて、いわば猫も杓子も名簿をそろえて、金については業界団体が肩がわりをする、こういうことが横行しているというのが実態ではなからうかというものが私たちが問題とするところでありまして。

過日も予算委員会、ある業界が六十一年の同日選挙におきましては約五万人の党員の党費を肩がわりをした問題、あるいは今回の参議院選挙におきましては三万五千人の党費を肩がわりした問題、前者につきましては党費三千万の時代、後者については党費四千万の時代でありまして、およそ一億ずつ、加えて継続党員の党費につきましても肩がわりしてゐるというところにつきまして質問をさせていただきまして、きょうは改めてこの点について伺いたいと思ひますが、実はそうした業界での肩がわり問題は、一業界の問題だけではなくほとんどの企業、業界によつて行われてゐるのではなからうか。企業献金のまた違った形がここにあるのではなからうかと私は考えるところでございます。

こうした業界団体による党費の肩がわり問題、これは党費ではなく企業による政治資金の提供ということになるのじゃないでしょうか。自治省にこの点について基本的な見解を伺いたいと思ひます。

○浅野(大政府委員) いわば一般論みたいな格好

になるわけでございますけれども、いわゆる肩がわりというのを考えます場合に、恐らくそれは

が通常の姿でありまして、そのなった人が党費を払う

た人以外の人がその党費の分を負担しておるとい

うことであると思ひます。そうしますと、債務を

負っているのは党員でありまして、党員の債務の

履行を別の人がやうたという事になりますと、

それはやはりあくまでも党費を納めてい

る、ただ、その原資の出し手が党員だったその人

じゃないというふうにし考えられないのじやない

だらうかというふうには私も思ひつてゐるわけ

でございます。

○山花委員 これまた建前論でお答えをいただき

ましたけれども、具体的な問題にしませんと、建

前論だけではなかなか理解が深まらないというこ

とだと思ひます。

具体的なテーマで伺いたいと思ひます。これは

一部マスコミにも報道されたところであります

が、石井道子参議院議員の資金の関係でありま

す。資金受け入れ窓口の石井道子参議院議員の

六十三年度分の収入七億八千七百九十九万のほ

全額が日本薬剤師連盟の方からの寄附、すなわち

政治団体から政治団体への寄附で賄われ、そして

八十六万四千五百二十円の支出をしたという旨の

記載を報告書にいたしております。

○山花委員 それは政治団体から政治団体に対す

る寄附ということになりますでしようか。

○浅野(大)政府委員 恐らく寄附だろうと思ひま

すが、ちょっと今確認いたします。

○山花委員 それぞれが政治団体でありまして、

石井道子参議院議員は代表者が高橋輝一郎さん

であります。所在地は渋谷区渋谷二の十二の十五

の薬学会館。一方の日本薬剤師連盟につきまして

も、事務所の所在地も同じ、代表者も同じであり

ます。事務所も代表者も同じですけれども、それ

ぞれ政治団体として別の独立した届け出をいたし

まして、それぞれの収支の報告をしております

あります。こうした政治団体から政治団体への寄

附として七億三千万円余が移つてゐる、こうした

ことについては間違ひないと思ひます。

つきましては、次いで伺いたいのですけれども、

この石井道子後援会の方から自由国民会議に

対して、これは党費の立てかえなわけでありま

すけれども、支出があつたでしようか。あつたと

すればいつごろ幾らか、どういふ項目であつたの

かという事について御報告をいただきたいと思

ひます。

○浅野(大)政府委員 一つづつという項目とい

うところはちよつと私今細かい資料を持っております

ませんが、支出は確かにあるわけでございます

で、六十三年度の石井道子参議院議員後援会の収支報

告によりますと、自由国民会議に対して三億七千

万円を支出しております、こういうことでございま

す。

○山花委員 この支出の項目区分でですね、出す場

合には収支の報告書にこういうことで支出をした

ということが書かれてゐるはずでありますけれど

も、この点についてはどうなつてゐるでしよう

か。

○浅野(大)政府委員 ちよつと私今手元にそこま

でのデータを持っておりませんが、これは確認す

ればすぐ出ると思ひますので、すぐ確認をいたし

ます。

○山花委員 私が調べたところでは、もし間違つ

ておたら後で訂正していただきたいと思ひます

けれども、項目別の区分におきましては、「2」

というところに「政治活動費」となつておりま

す。「政治活動費」の内訳としては「組織活動費

(政治活動費)」となつておりまして、支出の目的

としては「会費」ということになつてゐるわけ

であります。こうした政治団体としての石井道子参

議院議員後援会から自由国民会議に対する会費とし

ての支出というものは、政治資金の寄附ということ

になるのではないでしようか。この点を伺いたい

と思ひます。

○浅野(大)政府委員 ちよつと今支出項目を確認

させていただきますが、一般的に言いますと、

寄附の項目に記載するのはまさに寄附・交付

金という形で出た場合でございまして、それが

会費という形で出ておるとすれば、それが実際

はどういふものかわかりませんけれども、まさに会

費を払つたような場合には、会費の項目に書くこ

うのが普通の姿ではあると思ひつております

具体的事例につきましてはすぐ確認できると思

ひますので、ちよつとお待ちください。

○山花委員 これは「会費」と出ておりますの

で、一般的には、形式だけを見ますと政治団体か

ら政治団体へのお金の移動は、会費の名目ではあ

りまして寄附として取り扱われる。これは政治

というものにつきましては非常に複雑でありまして、我々がそうした資料を突き合わせてもなかなかわかりにくい問題がございます。

もう一つの問題点に觸れておきたいと思うのですけれども、自由国民会議は七月十四日に東京都石井道子薬剤師後援会に對して、項目別区分では「2政治活動費」(組織活動費(事業補助金))として八百二十六万四千二百円を支出しておるといふ事實がありますでしうか。

○浅野(八)政府委員 東京都石井道子薬剤師後援会というのは東京都の所管団体でございます。で、私どもは東京都の選挙管理委員会に照会いたしました。昭和六十三年分のこの団体の収支報告書の寄附の内訳の中の寄附者の名称欄には該当する名称がない、つまり石井道子薬剤師後援会からの寄附という記載はないという報告を受けております。

○山花委員　今の問題はお金が八百万空中に消滅してしまつたというケースでありまして、恐らくこれは、自由国民会議からの党友費などについてのいわゆるキックバックではなからうかと私は推測するわけであります。出した方は出したと言っているんだけれども、もつた方は全くそれが消えてしまつておる。これは恐らく東京都石井道子薬剤師後援会の方がこれを記載しなければいけないかつたことについて、記載していなかつたのではなからうか、こういうことだと思ひます。こうした収支報告について報告を怠つた場合には、政治資金規正法十二条違反の報告ということになりまして、五年以下の禁錮または三十万円以下の罰金ということになっていきますから、これも後ほど訂正していただく必要があるのじやなからうかと思ひます。

実は私がそうしたことについてずっと伺いましたのは、先ほど来、党費というものは近代的な政党は一人でも多くの皆さんに参加していただくという建前論、それから団体による肩がわり問題につきましては、あくまでも法律論としては、個々の党員に加入した方と肩がわりをしたところ

の債権債務関係であつて、いわば自民党本部、政党としては関係ないのだという建前論ということが、今申し上げましたような点から考えますと、いかにも実態に合っていない、ごまかしであるということではなからうかと思うからです。明らかに党費費、党費の立てかえがあります。

こうした政治団体が立てかえるという場合には、普通の、例えば過日予算委員会で問題となりましたような、いわゆる何々業界におけるある団体が出すという場合には、収支の報告がなされません。したがって、その団体の内部的な帳簿にどう書かれていくかということが問題となつて、我々はそれをうかがい知ることができないわけですが、政治団体の場合には、政治団体から政治団体に金が移っていく。明らかに収支について記載されなければならない。それがまたいわけば肩がわりという格好で自由国民会議に払われる。これがやはり記載されなければならないわけであり、ますから、これは民間の団体のお金のやりとり、肩がわり問題とは違つて、はっきりした収支にまつたつてくる肩がわり問題であります。

政治団体が党費の肩がわりをする。今御質問した場合に、Aという団体が集めた党員あるいは党友の党費をAという団体が肩がわりをするという単純なケースではありません。Aという団体が集めた党友費をBという団体が肩がわりをしているという問題であります。これは明らかに政治資金の寄附として取り扱うべきケースになるのではなからうかと思えますけれども、この点について自治省の見解を伺いたいと思います。

○浅野(大)政府委員 恐縮でございますけれども、具体的に今お示しの事例がどうかということとは、実態がわからないものですから何とも言えないのでございますが、やはり法人といひますか団体そのものが会員になっておるのであれば、それはまさに団体が負担する会費ですから、それけりもう政治資金規正法で寄附とみなされることは当然でございますけれども、ただ、いわゆる肩がわりということを考えますと、その団体が党員なり

党友なりになった人が払うべき債務をかわりに払っている、あるいはそのお金を手当てしているということでありましょうから、そうするとそれが団体の寄附になるというふうにはなかなか構成できないのではないだろうかというふうに私もは思っているわけでございます。

○山花要員 今の部長のお答えは中間に省略があるわけでありまして、Aという団体が党友を集めた、そしてこのAという団体が肩がわりしたというケースならばまだ説明になるかもしれませんが、けれども、私がくどいように申し上げましたとおり、Aという団体が集めた党友費をBという団体が肩がわりして払っているのですから、今の御説明ではやはり納得ができません。明らかにこれは政治資金の寄附として取り扱うべき問題である、こう思いますけれども、いかがでしょうか。

○浅野(大)政府委員 お示しの事例に即して言いますれば、Bという団体がAという団体に寄附をしたのかどうかというところは一つあるのかもしれないませんが、それは実態はどうかということにもよりますので、何とも申し上げようがないわけでございます。

ただ、これまた仮定の話のようで恐縮でございますが、Aという方が肝いりでいろいろ声をかけられて黨員なり党友を集めたかもしれないが、お金は何別のBという人がそういう集められたところの黨員、党友にかわって払う、あるいは集められた黨員、党友の方々に党費分を差し上げるといふような形になりますと、必ずしもBからAへの寄附があつたというケースばかりでもないような氣もするわけでありまして、その辺は實際がどうであるかといふことによつて事が決まつてくるのではなからうかと思ふのでございます。

○山花委員　納得ができません。Aという団体が集めた黨員をBという団体がCという自由国民會議に党友費として肩がわりで払い込んでゐるわけでありまして、これは明らかに政治資金寄附といふ格好になるはずだと思ひます。

ただ、この点について議論しておりますと時間

が終わってしましますから、結論的なことを申し上げたいと思いますが、大臣、このように党員だけで百二十億集まった。そして党友で約七十億集まった。合計百九十億。一人一人の皆さんが党規にのっとって加入をして党費を納めて、地域から上がってくるというケースとは違いました、今の

三万七千、こうした格好で党員が三百万ふえた、そして党友が七十万ふえたという実態があるわけであります。実はそのうちのどの部分が、そうなのかというところにつきましては調査の及ぶところではありませんけれども、こうした格好で結局業界が肩がわりしているということになりますと、政治資金規正法で定めているいわゆる政治資金寄附とは違った形で、これはまた一つの脱法行為になると私は思いますけれども、そのことについては横におきまして、そうした肩がわりして業界からお金を集めている実態、こういうところにも比例代表選挙はお金がかかる、要するに候補者一人七億圓準備しなければだめなんだということが今の数字から出てくる。そうじゃないでしょうか。この点について大臣、いかがでしょうか。

やはりそういう問題にまず目をつけていくといふことがなければ、選挙に金がかかるといつても、比例代表につきましても、政治改革の大綱を拝見いたしましたところ、金がかかる選挙だからといって政策本位にしなればいかにぬということが冒頭書いてあります。したがって、参議院の制度改革と比例代表選挙については見直すと、政治改革の大綱、後藤田委員会がつくつたものはそうなつていっているわけでありすけれども、金がかかるといつたところ、こんなところに金がかかっているといつたところに問題があるとは思いませんでしょうか。いかがでしょうか。

○渡部国務大臣　大変難しい御質問でございます。先ほどから山花委員のお話を承っております。たけれども、具体的な問題について私は初めてお聞きすることありますから、コメントを差し控えてさせていただきますけれども、拘束比例代表制

度という問題については、過去の選挙制度を各党でいろいろ議論しておる場合、もちろん今御指摘のありました我が党、自由民主党においてもいろいろの御意見があつて、これを改正すべきであるというよう強い機運が一時盛り上がったことも承知しておりますので、これらは検討すべき課題であると思つております。

○山花委員 私、要するに金がかかる選挙という問題を考えるならば、例えば自民党の政治改革の大綱によりますと、政治改革の根本というものは中選挙区を見直して小選挙区制でやる、こうした方向が次第にはつきりしてきているわけであり、衆参の制度、そこで問題が解決するものじゃないというように考えるわけであります。今指摘したのはほんの一例でありまして、先に解決すべきところの金の問題につきましては、先に解決すべきところの金があるのじゃなからうかという問題の指摘だけさせていただきます、次の質問に移りたいと思つます。

次は、大臣がずっと長年御苦労されてきました定数は正ともかわる問題でありますけれども、実は最近選挙制度審議会の方から我々の党に對しまして、今度一遍出てきて話をしてみたい、こういう要請が参りました。全く私たちが知らなかった、国会とは関係のないところでスタートいたしました、実は中身につきまして、どういふ委員あるいはどういふ諮問であるということについて今回初めて資料をいただいたわけでありまして、けれども、この問題はとも新開などを拝見しておりますと、既に中選挙区廃止はほぼ確定した方向であつて、小選挙区問題について議論が進んでおる。私たちの知らないところでどんどん議論が進んでいるのであります。大問題だと思つております。私たちがこれに應じて出ていくべきかどうかにつきましても、慎重に対応しなければならぬと我が党としては考えているところでございまして、これは他党の皆さんともよく相談をしたいと思つておりますが、この選挙制度審議会が一

体どういふ経過でできて、どういふ諮問で、現在審議の状況がどうなっているか等々、概要について自治省から御説明をいただきます。

○浅野(大)政府委員 御案内のように、選挙制度審議会そのものは昭和三十六年の法律によつてできたものでございまして。その後、七次にわたり昭和四十七年まで活動をしておつたのでございましてけれども、四十七年の末をもっていわばお休みのような状態になつておつたわけでございます。ところが、昨年来いよいよリクルート問題に端を発しまして、いろいろ政治改革というような問題が緊急の課題として出てまいつたわけでございます。内閣では総理の私的諮問機関として有識者会議などもおつくりになつて、ことしになつてからでございますけれども、いろいろ御議論をいただいたわけでございますが、やはりこの際、選挙制度あるいは政治資金制度について根本的な見直しをする必要があるのではないかとというような御意見が各方面でも高まつてまいりました。そういうことを踏まえて再発足することにしよつたわけでございます。

この選挙制度審議会の再開という話は、実はことしの初めころ、一月末あるいは二月ころですが、そのころ国会でもそういうお話が出ておつたと思ひます。そのころから再発足をさせたらどうかといううな話は出ておつたわけでございますが、実際に六月に正式に再スタートいたしました。

それから、諮問事項といつたしましては、選挙制度及び政治資金制度の根本的改革のための方策を具体的に示していただきたい、こういうような諮問をしておるところでございます。

○山花委員 私は前段におきまして、議員定数の問題が金のかからない選挙制度の問題の議論にすりかわつていゝのではないかとこの指摘を含めて発言したわけでありまして、実は今の選挙制度審議会のスタート、そこでの議論の進め方を見ても、問題としては、定数は正に

題を指摘しなければならぬと思つております。八六年の定数は正の際に、国会では「昭和六十年国勢調査の確定人口の公表をまつて、速やかにその抜本改正の検討を行うものとする。抜本改正に際しては、二市区・六市区の解消並びに議員総定数及び選挙区画の見直しを行う」ことを決議しています。八五年、昭和六十年の国勢調査の確定値に基づきましては、翌年の十一月に公表されました。速やかに抜本改正に手をつけるべきであつたわけですが、この間、昨年五月に設置されました衆院公選特の定数は正に関する小委員会が一回開かれただけで、自民党内の意見がまとまらないことを理由として、実は今日まで小委員会について開かれないでいるわけでありました。したがつて、今のお話ですと、諮問の内容につきましても、選挙制度及び政治資金制度の根本的改革のための方策を具体的に示されたい、これが六月二十八日の宇野総理の選挙制度審議会の会長に対する諮問の内容でありますけれども、定数は正の問題について手を触れることなく、この問題を棚上げにしてこつた選挙制度の問題に入つていゝ。ここに最大の問題点があるのだと思ひます。

今の選挙部長のお話におきましても、かなり問題の省略があると私は考えています。こうした選挙制度審議会を利用するという問題につきましては、ことしの二月かあるいは一月ごろか、今たしがそうおつしやいましたけれども、そうではないわけでありまして。私は昨年来この問題についてずっとメモしてまいりましたけれども、一番最初にはつきりしますのは、もう既に昨年の十二月の段階であります。リクルート問題から目をかわす政治改革である、こうした自民党内の流れの中で、当時の後藤田選挙制度調査会長の方から政治改革の進め方として四本柱といふことが提案されていゝ。四本柱の一つは有識者による協議会、もう一つは選挙制度審議会、すなわち外の機関である。内部の機関としては、総裁直属の機関をつくり、これが政治改革委員会になりましたけれども、同時に選挙制度調査会の四本柱にする、こう

いうことで、リクルート問題のけじめをつけずに、そこから目をそらすために政治改革というものを取り上げた。

既にその段階から外部的な選挙制度審議会を利用するといふことについては打ち出されていたわけでありまして、十二月の二十三日には竹下元総理と後藤田先生との会議が行われております。この中で政府の選挙制度審議会も活用するといふことが打ち出されておつたわけでありまして、スタートは昨年からであります。政治改革の一環としてなされました。そして昨年来、この春からの流れをずっと見てまいりますと、当初はこの中に定数は正の問題が入つておつたのです。定数は正の問題については避けることができない問題として入つておつた。それがいつの間にか消えてしまひまして、今日の選挙制度審議会といふことになつてしまつたわけですね。

この点について大臣に伺いたいと思つたのですけれども、選挙制度の前に国会としては定数の問題に決着をつけるべきではないか。少なくともこの問題につきましましては国会の決議がある。この点についての大臣の御所見を伺いたいと思ひます。

○渡部国務大臣 今お話しした定数は正の問題、御指摘のとおり六十一一年国会決議がございまして。これは尊重されるべきは当然でございます。ただ、山花委員も御承知のように、あの際たしか八増・七減で三対一にぎりぎり、最高裁の判決等を尊重して容認していただけたぎりぎりといふことでやつた記憶がございまして。

あれも最初は自由民主党で、私は当時小委員長を務めておりましたが、党で大変な議論をして努力をしたのでありますけれども、なかなか思うように進まず、結局各党の話し合いによらなければ、これは各党間にそれぞれ利害関係のある問題でありますから、与党だけで案をつくつても決められない問題だといふことで、国会の中に各党協議会ができて、私が座長で、山花委員もたしか社会党から参加していただけたと記憶しますが、各党の話し合いによつてで上がったといふ

たしまして、選挙に関する国民意識というものは高くなってきております。むしろ買収等、問題は政治家の方でありまして、一般有権者にとつては、買収を防ぐための戸別訪問禁止というようない前時代的な発想を持って選挙法を定めるべきではない、このように私も考える次第でございますが、この戸別訪問の自由化について大臣、どのようにお考えでしょうか。

○渡部国務大臣 ただいまの伏木委員の御質問、今考えておりましたけれども、これは大変難しい御質問でございます。我が国では長い選挙制度の歴史の中では戸別訪問が禁止されており、それはそれなりの、今御指摘のあった買収等の心配があるとか、いろいろの理由があったらうと私は思っています。また一方、御指摘のように、政策をできるだけ広い範囲にきめ細かくアピールするというようなことになれば、できるだけ多くの人の話し合いの機会を持つということも大事なことでございまして。また地域によつても、伏木先生の選挙区のような都市と、私の方の選挙区なんか一軒の家にいくのに八キロぐらい歩かないといけない選挙区もあったり、それぞれの事情等もありますし、今ここで私の意見を申し上げるのは、ちょっとまだ勉強をさせていただく、こういうことにしたいと思っております。

○伏木委員 都市と地方と違うというようなお話がございますが、選挙法を施行しております各国、世界で、戸別訪問を禁止している国はあるのでしょうか。

○浅野(大)政府委員 詳細に調べたわけではございませんが、大体そういうところはないだろうと思っております。

○伏木委員 というのは日本の国はおくれているのでしょうか、大臣。まあ、それはそれといたしまして、金のかからない選挙を口にするのであるならば、この運動面においても金のかからない方法を真剣に討議すべきである、必ずしも制度の問題だけではないと私は申し上げたいのでござい

ます。

もう一点、よく言われるのですが、文書違反についてです。これは取り締まり当局というのは一体どこなんですかというところがあるわけでありまして。この文書違反、警告一万件、こうなっておりますが、これはどういふ警告の内容でありましたか。ビラとかポスターとかいろいろあると思いますが、その種類別に御報告いただけるでしょうか。

○増田説明員 お尋ねのございました文書違反の内訳についてでございます。統計上の内訳がございまして、その大半は掲示違反というふうに認められます。

○伏木委員 ポスターの掲示違反ということではなからうかと思っております。全国市区選挙管理委員会連合会というのからも要望事項が出されておりますが、この要望事項を見ますと、公選法の百四十七条あるいは二百一条の十一の十一項、これに関する要望でございます。ということは、違反の掲示があったものに対してこのように警告がなされておる、しかし、選挙としては広い選挙区を選挙管理委員会だけで管理することは不可能である、取り締まり当局によつてこれをやっていただきたい、こういう要望でございます。

よく選挙公示になりました、NTTの電話線の電柱あるいは電力会社の電柱というものにポスターが掲示されたままになって放置されている。これについて不公平ではないかという声がござい

ます。選挙管理委員会に聞きますと、それは選挙でできない。警察当局に言いますと、それは選挙からの警告です、こういうことで、結局はやり得という状況になっております。警告を受けるまではいいんだ。最近警告を受けても、これはほっておいて大丈夫なんだ、こういうことが言われているというところがこの選挙の要項事項の中に書かれております。現在はいま警告してもきかなくなっている。これをこのまま放置されたのでは選挙として公正を保てないという意味の意見でござい

ますが、こうした違反文書を警告し、その後

どうなっているのか、その警告した後の責任はどこにあるのか、この点を明確にしたいと思っております。

○増田説明員 お尋ねの件につきまして、警察といたしましては、原則といたしまして関係者に対して指導、警告をいたしまして自主撤去を促しますとともに、その撤去をよりよく促進するという意味におきまして、選挙管理委員会に対して連絡をいたします。そういったしまして、その撤去命令の発動をまづということ、各都道府県警察におきまして適切に対応しておるところでございます。

御指摘のように、一部におきましてなかなかその実効が上がらないという面もあるわけでございますが、警察といたしましては、選挙管理委員会などと連携を一層強化をいたしまして、違法行為が野放しにならないように努力をまいりたいと考えております。

○伏木委員 時間がございせんので、この問題はこの程度にいたしまして、定数は正につきまして若干御質問をいたしたいと思っております。

まず、大臣は国会における決議をどのようにとらえておられるでしょうか、お伺いをいたしたいと思

います。

○渡部国務大臣 極めて重要なものであると考えております。

○伏木委員 極めて重要な問題が今日まで放置されている。その理由は先ほどもお話がござい

ました。

この定数のアンバランスにつきましては、昭和三十年代から人口の大きな移動が始まりました。そして定数は正が叫ばれてまいりました。しかし、昭和三十三年の改正、それから五十年の改正、そして前回の六十一一年の改正と、すべてばんそうこうを張るような暫定措置、暫定措置ということである。この法改正に対する議論とい

うものは三十年來行われている。決して日にちがなかったとは言えない。そのような理屈はもう通らなくなっている。前回も五十八年、最高裁から違憲状態と言われ、六十一年には違憲と、このように断定をされるまでに至りました。その間、選挙につきましては無効というところまでまいりませんでした。それはすべて国会の裁量権ということ、選挙無効にまで至らなかったことでありますけれども、とするならば、国会の意思というものを尊重しなければならぬ。

その国会におきまして、前回の改正に当たって野党は法改正を主張したところ、どうしても暫定的にやる以外にない、もう日にちがない、違憲訴訟まで起きている、そのかわり必ず六十年の国勢調査の結果が発表されたならば直ちに法改正に入ります、こういう約束のもとに前回の八増・七減の案が国会を通ったわけでありまして。あの通過に当たって、あくまでも法改正が前提、その法改正も六十年国調による法改正が前提、こういうことであつたわけでありまして。

明年六十五年になりますとまた人口調査が行われるわけでありまして、ということになる。六十年国調による法改正という決議は一体どうなるのか。今政治不信が叫ばれておりますけれども、私はこのよう大きな政治不信はほかにないのではないかと。国会でみずから決議しながらみずからそれを実行しない、このような政治不信というものはほかにあるものでござい

うか。

【委員長退席、中山(利)委員長代理着席】
そこで、当委員会といたしましては昨年五月、小委員会を開催いたしました。そのとき野党各党からは、それぞれ定数は正に対する法改正案を提出いたしました。しかし、自由民主党さんはお出しにならなかった。そのとき、たまたま小選挙区制の話もちょうど出てまいりました。しかし、その小委員会におきます合意は、あくまでも六十年国調をもとにして六人区・二人区を排除する、すなわち、三人から五人の中選挙区制によること

るの定数は正である、小委員会におきましては小委員長のもとにこの合意を得たわけでございませう。これは、自由民主党さんも参加してこの合意を得たわけでございませう。あくまでも本委員会における小委員会は、六十年国勢調査の中選挙区制をもとにしたところの抜本改正を行う、中選挙区制以外の制度改正の問題には踏み込むべきではない、こういう小委員会における合意をつくってあるわけでございませう。

大臣は国会の決議を尊重される、国会の意思を尊重されると言いつつ、今回選挙制度審議会の皆さんにどこまでこの国会の意思をお伝えをいたしているのか。先ほどもお話がございましたように、従来から選挙制度審議会には国会からも特別委員が出ておりました。そこで現場の立場からいろいろ意見も述べさせていただきました。しかし、今回は国会議員の特別委員は排除、それは一つの考えであるかもしれませんが、しかし、この民主主義の基本になる問題が国会で各党で合意を見た方向とは全く別の方向へと議論が進んでいく。私どもは見ていて一体どうなっているのかという危惧の念を抱いているわけでございませう。

そこで、委員長にお願いしたいと思ひます。先ほども山花委員からお話ございましたように、ぜひ審議会の会長さんに当委員会に御出席をいただきまして、私どもが今まで積み上げてきた合意というものを篤と聞いていただきたい。同時に、審議会がどういう方向を目指しているのかという点につきましてもじっくりと承ってまいりたい、このように考える次第でございませう。

ということ、今日もう解散・総選挙が口にされております。解散がないとしても明年六月には衆議院は任期でございませう。ところが、本年三月の人口調査によれば、東京八区と神奈川四区はもう三倍をはるかに超えている結果が出ております。千葉四区におきましても三倍を超えている結果が出る。ここと選挙が終わるたびにこの定数に対して違憲訴訟が出ております。判決の結果は別といたしまして、必ず選挙の都度違憲訴訟が

出てくる。今回も、選挙を行えば必ず違憲訴訟が出てくることはもう間違いないと思ひます。結局は国会の怠慢、こういうことになるわけであります。その国会で少なくとも一歩前進としての中選挙区制による合意を小委員会において見ているにもかかわらず、選挙制度審議会が別の議論が出てくるというふうなことになるかと、一体政治改革というのはいつにならざるのか、こういう問題が発生してくるのではなからうかと思ひますが、こういった国会の経緯等を自治大臣はどう踏まえておられるのか、お伺いをいたしたいと思ひます。

〔中山(利)委員長代理退席 委員長着席〕
○渡部国務大臣 申すまでもありませんが、選挙制度の将来のあるべき姿、また当面する定数は正等の問題、金のかからない選挙の問題、これは国会の場で各党間で十分な御議論をちょうだいして、前進をさせていただかなければならない問題でございませう。

ただ同時に、私もかつて定数は正問題の責任者として非常に苦勞した時代、国会がもちろん尊重されなければならぬのは当然であります。しかしその前提の上に立て、やはりいろいろこの選挙の問題は各党間の利害が伴うので、ひとつ第三者機関にゆだねたらどうかというふうな意見等も出た記憶がございませう。よく永田町の論議とか国民の政治とか議論されておりますが、国会議員を除いた学識経験者の皆さん方で、ひとつ国会の場と別なところであるべき方向を御検討賜るということも大変重要な問題であると思ひます。今選挙制度審議会の皆さん方に立派な議会民主政治を守るための基礎である選挙制度や政治資金の制度について御検討を願つておるところでございませう。

また、これは尊重をしなければならぬと思ひます。同時にまた、これは並行して国会で各党間でひとつ十分な御議論をちょうだいしてまいらう、こういうふうな考えでございませう。

○伏木委員 選挙制度審議会が昭和三十六年に発足して、四十七年から十数年審議会が開かれな

った。なぜか。審議会の意見が国会に反映されないう、審議会の意見というものは国会へ来ると国会の議論でなかなか通らないというふうなところから審議会が設置されなかった、私はこのように認識をいたしております。

例えば政治資金規正法にいたしまして、審議会の答申では、五年の経過措置を見て個人献金にせよ、こういう答申を出しましたけれども、何らそれは実行されないう。あるいは参議院の地方区の定数は正につきましても、東京、大阪、神奈川等につきましても、定数は正について具体的に審議会から答申が出ております。しかし、これも国会では問題にされておらない。今回も特別委員抜きでこのように審議会を設けられた。一方的に走っていく。

私どもも審議会を否定するわけではありませう。我が党の案の中にも第三者機関というものはうたつております。ただ、制度の基本的な問題というものは国会で決めるべきである。もちろん政党の利害が出てくるのは当然でありますけれども、基本的な面においては国会で合意すべきである。そうして、その定数とか区割りとかいう問題になると議員個人の利害が入ってしまう。ですから、こういう議員個人の利害というものについては、第三者機関によつて、法に従つて決定をしていくというふうなとらえ方をいたしております。

この選挙制度というのは、民主主義の基本にかかわる大問題ではなからうかと思ひます。この基本的な問題が余りにも簡単に第三者機関という名のもとに移行されているのではないか。全く国会の意思が無視されてしまつていないか。全く国会の意思が無視されてしまつていないか。

大臣、責任者であつたということでありませうけれども、あの国会決議をおつくりになつたのは、大臣が協議会の責任者をおやりになつたときではないでしょうか。国対で。大臣みずから各党間を調整し、そして八増・七減の案をつくつて、そのかわり抜本改正については責任を持ってやりました。ただ口約束ではなからうか国会

において決議しましう、こういうことで、大臣が協議会の責任者としてあの国会決議をやつたわけでありませう。その国会の総意、各党の総意が次の選挙までに間に合わない。六十一年には国勢調査の結果が出ております。にもかかわらず今日まで放置されてきた。ひとえに自由民主党から現行選挙制に対しての定数は正の抜本改正案が出てこない、ここに問題があつたのではないか。それをすりかえるための審議会であつては出発から誤りではなからうか、このように私は考える次第でございませう。

その名目が金のかからない選挙、こういうことになつておりますが、自由民主党の中にありますた政治改革委員会が本年の五月十七日に取りまとめたものによりますと、現在の比例区は金がかかり過ぎる、だからこの制度について検討しなけれ

ばならない、このように言われております。この比例区の制度を導入する際、公明党は徹底的に反対いたしました。何で審議会を引き延ばすんだと言われるまで徹底的に反対をしてまいりました。それは、この制度を導入したからといって金のかからない選挙にはならない、金のかかる理由はほかにあるんだ、金のかからない選挙に変えることはできないで参議院を政党化してしまふ、この最も悪い部分だけが残り、こういうことで私どもは反対をいたしました。強引に数の力でお通しになつたわけですが、やってみればやはり金のかかる選挙ということで改革をしなればならな

い。今、審議会が金のかからない選挙イコール中選挙区制を改めることだ、こう言つておられますが、そういうことではない。仮に同士打ちがあるから、同じ党から二人出るから中選挙区制あるいは大選挙区制はいけないうことになりませうと、県会議員の選挙は全部変えなければならぬ。政令市の市会議員の選挙は全部変えなければならぬことになりませう。県会の選挙、市会の選挙はみんな同じ党から二人、三人と出ているわけ

です。こういうものは解消できないではないか。

金のかからないようにするにはほかの方法を用いなければならぬ。あるいは小選挙区制にしたところで、例えば奄美大島の選挙戦というものがいかに金権選挙になっているか。あそこは一人区です。もう大臣御承知のとおりでございます。あるいはたまたま一人の首長を選ぶ地方の村長選挙、町長選挙は金がかかっているか。たまたま一人選ぶ小選挙区制と同じでございます。金がかからないのかといえば、やはりそこには大きな金が動いている。逮捕者まで出している。こういう問題の解決にはならない。

したがって今、金のかからない選挙イコール中選挙区制を否定するという考え方は余りにも短絡過ぎないか。それよりもむしろ国会で議決し、小委員会においても合意を得ている現行中選挙区制によるこの技術改正、これを真剣にやるべきではないか、このように考える次第でございますが、大臣の御所見を承りたいと思います。

○渡部国務大臣 六十一年のたしか五月と記憶いたしますが行われた国会決議、それが今日まで至っている。これについては、私も内閣に入る前かなり長い期間国会対策の責任者をしておりましてけれども、自民党の方で熱心にこの技術改正に取り組もうという呼びかけをしたときは野党の方がこれに応じない時期もありましたし、また、野党の皆さんが熱心になったときこちらが今御指摘のような状態のことでもあったかもしれませんけれども、政治は生き物でありますから、刻々といういろいろな問題が次から次へと国会の大きな課題という形で出てまいって今日に至ってしまったので、これは必ずしもどちらが悪い、どちらが悪いという議論でなくて、残念ながら与野党合意に至らず今日に至ってしまったのであります。

選挙制度審議会の問題は、またこれは次元の別な問題で、この一年間のいろいろな出来事の中で国民の政治不信が高まった。その政治不信を解消するために、これは先ほど答弁申し上げたように、選挙に立候補する者、またみずからの代表を選ぶ者の意識革命というものが何よりも何よりも

大事なことと私は思いますが、同時に制度面の欠陥も改めていかなければならないということで、今日の政治不信という状態の中で、広く国民を代表する立場の皆さん方、それぞれマスコミの皆さん、学者の皆さんあるいは経済界の皆さん、労働団体の皆さん、そういう幅広い国民を代表する立場、あるいは制度についての学識経験をお持ちの皆さんに、二十一世紀の未来に議会民主政治を確固たしめるための制度はいかにあるべきかというところで今鋭意御審議をお願いしておりますところであって、それとこれとは別次元の問題で、決して矛盾する問題ではないと私は考えております。

○伏木委員 意見の相違があつて与野党ともにずらしてきたという仰せでございますけれども、我々は技術改正を行うべきである、自民党は暫定案にすべきであるということ意見の一致が見られなかった。それでよくわかつたわけであります。しかし、暫定案を技術改正を前提に合意し、そして法案に入っていくならば、自民党さんにもそれに積極的な考えを、私はもっと大きな前進が見られる、こう考えておる次第でございますので、その点申し添えまして、質問を終わります。

○左藤委員長 次に、川端達夫君。

○川端委員 参議院の通常選挙が終わりました、結果的に言うと、今まで十五回の中で非常に大きな変化のあつた選挙であつたというふうに思っています。中身に関しては受けとめはなおのちの事と思ふのですが、そういう中で、争点としていわゆる三点セットと言われました消費税、リクルートあるいは農業問題というのは、政策上の争点としては確かにそういう大きな問題はありませんけれども、その中の根底に国民が政治に対して非常に大きな関心を持った。この関心は前向きな関心というよりは、怒りを持ったということだと思ひます。それを突き詰めていきますと、どうも政治ないしは政治家というものが我々国民に対して何もしてくれないだけではないかと、とんでもないことをしているのではないかと、いわゆる政治不信であつたというふうに思ひます。そういう大きな怒りがもつと何とかなるよという声として、こういう大きな流れの変化を私はつくつたのだというふうに思ひます。

そういう中で、とりわけ政治家に対してのモラルも含め、いわゆる金権、利権にまみれているという姿があらさなくなったことに対して、もういいかげんにしてほしい、何回こういうことを繰り返すのだというのをいまだに非常に根強く怒りとして持つておられる、不信として持つておられると思うのです。リクルート、いろいろ議論がありましたが、例えばこの前もパチンコという話も出てまいりました。もううんざりする、またか、いいかげんにしろ。そして議論を通じて見ていいたときに、なるほどもう二度と起こさないように、過去の経緯もよくわかつたし、もうこれからはそこそこ直っていくだろうというふうに、胸のつかえがおさまつたという議論が、国会で何もないという状態では不信の持つていきようがないという考えを持つておられる。

したがって、今の国会において本当にそういう政治不信を払拭する国会改革、政治改革が具体的に一歩ずつ進むという姿が見えなければ、もう見放されるのではないかと。この前は怒りを持つて行動をしてみたけれども、もう何をしてもどうしようもない、政治家及び政治家なんというのにも何もうたががでない、そういうふうになるというところは非常に危険な状態を醸し出す。一時期の軍部が台頭した時代、あるいは歴史が物語る全体主義がばつこする時代というのは、やはりそういうふうになるという状況がその背景にあった。そういう意味では、この国会が具体的成果を非常に厳しく国民から問われているというふうに私は思っているのですけれども、いわゆる政治改革に対しての今の状況というものをに対して大臣の御認識をお伺いしたいと思います。

○左藤委員長 もう一度最後のところ。
○川端委員 今こういう状況で、この国会が政治改革に対して本当に具体的に厳しく成果を上げていかなければ、もう国民は本当に怒りというのを通り越して、政治を見放してしまうという状況になると思うのです。そういう意味で、今我々に課せられた責任というのは非常に重く大きいというふうに私は思ふのですけれども、大臣として現在の政治状況、国民の気持ちというものを含めて、政治改革に対しての御認識と姿勢に対するお考えをお伺いしたいと思います。

○渡部国務大臣 これは全く同感でございます。

○川端委員 そういふ中で、私きょうは非常に時間に限られておりますので論点を絞りたいと思うのですが、きょうの議論をずっと通しても、各委員が指摘されたのと重複するのですが、やばらばらというよりも、むしろこの国会というものを離れたところの議論が先行し、ひとり歩きをしているという懸念を持つておられます。

確かに、今政治改革をするというときに、お金がかかり過ぎる、そういう部分で今の選挙制度がこれだけののだからというところは長年言われてきた議論でなければ、そういう中で、小選挙区制でなくて今の中選挙区、複数候補を単記で投票するという選挙制度は確かに日本独特の選挙制度である。複数選挙の場合は複数名を投票するというのが大体各国の例のようでありまして、あるいは一人区にする。日本のような選挙制度は非常に珍しいのですけれども、そういう中で、いわゆる派閥の問題も含めて、地盤培養に対して、政策ではなくて、個人で非常にお金がかかるとかいうことは長年議論されてきたことではありますけれども、いわゆる定数問題というのを抜きにして、一挙に小選挙区という議論が国会ではなくて周辺でいろいろされている。

例えば新聞報道でも、先月の三十一日に自民党の幹事長、それから伊東政政治改革推進本部長、後藤田本部長代理と総理が会談されて、来年十一月の国会開設百年をめぐって選挙制度の構造に抜本

的なメスを入れることで一致した。政府の選挙制度審議会の来年三月の答申を踏まえて、来年十一月をめどに結論を出すことで認識が一致したというふうなことが書いてあるわけですが、政府として、これは総理がお入りになっているので、すから政府として、政府のおしやる抜本改革というものがこういう議会制度百年をめぐるとか、三月の答申を受けて十一月までにかいいうふうなことまでマスコミで報道されているということに對して、所管大臣としてそのこと自体どういうふうに御認識をされ、どういうふうに承知をされているのか。いろいろ議論はありますけれども、特に選挙制度審議会が三月に答申を出されるということを受けて、その後スケジュール的にもどういうふうな考えておられるのか、お伺いしたい。

○渡部国務大臣 私どもの立場は、今選挙制度審議会が、二十一世紀の未来に向かって、議会制民主政治を確固たるものにするための選挙制度や政治資金のあり方について御審議をいただいておりますところでありまして。しかも、今お話がありましたように来年度の三月中にひとつ答申を出していただきたいということでありまして、これを尊重していかねければならないのは当然でありまして、今いろいろ議論がございましたが、これは総理にいたしましたし、またそのもとでこの問題を担当させていただきます。今御審議をいただいております自治大臣としても、今御審議をいただいておりますのでありますから、そのお答えが出る前に私どもの方から、こうこういふこととが、いかに、こういふものは悪いとか、具体的な意見を申し上げることは差し控えていただきたいと思います。こういう認識であります。

○川端委員 何かもう来年の百周年に合わせ、小選挙区制をやるみたいな話がどんどん出るというの、非常に遺憾なことであるということだけ申し上げておきたいと思ひます。

それから定数問題に関しては、これは本当に国会の中だけに限らず、いろいろな形で議論をしていくべきで、そして国会決議を踏まえて、ある部分では早急に答えを出さなければいけない、抜本

改正をすべきだという立場に我々は立つておりますけれども、定数というものの原点は何なんだろうかというところで、きょうはそうそう議論をする時間があるまいので、お考えを確認しておきたいと思ひますが、公選法の第四条第一項に四百七十一名というのが明記をされております。この定数をいろいろ調べてみたのですが、いっとういう根拠で定められたものかについてちょっとお答えをいただきたいのです。

○浅野(大)政府委員 簡単に申し上げますと、公職選挙法が制定されたのが昭和二十五年でございまして、当時の総定数四百六十六をまず本則の定数として決めたわけでございまして。その後沖繩復帰がございまして、沖繩県の定数五名を加え、四百七十一が現在の本則の定数になっておるということでございますが、若干だけ過去にさかのぼりますと、実はこのいわゆる中選挙区制というものが導入されたのが大正十四年でございまして、このときの総定数が四百六十六でございまして、考え方としては、それまでの総定数をなるべく変えないという考え方のもとにつくられたわけでございまして、ちなみにその前の総定数は四百六十四であったわけでございまして。ですから大正十四年以来四百六十六という定数が来ておる、それに沖繩分が加わって四百七十一であるということでございます。

○川端委員 それで、大正十四年ですか、それまでの部分というのはわかるのでございますが、その四百六十六という数字の根拠に対して、随分昔の話でございけれども、何か知見等がありましたらお教えいただきたいと思ひます。

○浅野(大)政府委員 当初三百人ということ選挙制度が発表されたわけでございまして、なぜ三百かというところについては、私もいろいろ調べてみましたけれども、はっきりした説明というものは見出せないわけでございまして。その後、人口等がふえるに従って、人口何万人に一人というような形である程度定数がふえてきたわけでございしますが、先ほど申し上げました大正十四年の普通選

挙、中選挙区ができましたときに、従来の定数はなるべく変動しないようにしようということである。実際の選挙区割りとか各県への定数配分等もやった結果、四百六十六という数字だったということなのでございまして。

○川端委員 この七月四日の朝日で石川真澄さんという記者が「選挙制度を考える」という記事を書いておられるのですが、私、ちょっと調べてよく確認ができていないのでお尋ねをしたいのです。

大正十四年に四百六十六人が決まった。それに沖繩の五人足した分の四百七十一というのがそれ以来延々と一つの聖域というのですか、そういう数字として動いてはいるわけですが、それができた時点というのは、一九二〇年に初めて行われた本格的な国勢調査で分かった日本の総人口五十五百九十六万人を十二万人で割って四捨五入した数だった。「当時の政府が帝国議會で提案趣旨説明も、新聞記事にも「十二万人につき一人の議員」という言葉がはつきり出てくる。こういふふうに書いてあるのですけれども、その部分に關しては何か確認できるでしょうか。

○浅野(大)政府委員 十二万人につき一人というのは確かに改正理由の中で言っておりますが、ただ、なぜ十二万人かということにつきましては、「現在ノ議員定数ニナルベク増減ナカラシムルノ目的ヲ以テ」ということが前に書いてあります。そのうちから、もとは総定数は余り変えないで、こういふのがあったと見ていいのじゃないかと思ひております。

○川端委員 十二万人とか何万人というのは、数字として何か根拠があることは難しいと思ひます。そのうちから、もともとは大正十四年にいろいろ議論されたときに、一つの考え方としては、継続性という部分で余り変わらないということであったと思ひます。それはわかるのでございけれども、ではそのときに、趣旨説明にまで十二万人に一人ということが書かれたということは、十二万人がいいのか何万人がいいのかは別にして、国会

議員というものはある国民の数に對して一人という基本的な思想というのがあつたのではないかと。個に厳密にということではなくて、平均的に言えれば何万人か一人、そういう状況で選ばれる国民の中の代表者である、そういう思想というのは間違ひなくあるのではないかと思ひます。これが結局その後人口がふえてきたかといふときに、先ほどばんそうこうを張ったみたいな話ばかりやってきたかといふことを言われるのですが、現に今までそうなんですね。暫定的といふのは、人口が移動して間尺に合わない、あるいは最高裁の判決で三倍は困るという部分では、その部分だけを減らして、いこうということになる。

しかし、大きく本来国会議員の定数とはどういふもので考えるべきなのかという議論が欠落しているのではないかと。そのことに關して大臣、個人的な見解でも結構ですので、定数といふものを考えていくときに、本来国会議員といふのは、投票権を持つという国民の等しい権利として、ある何万人か何十万人か一人その国民を代表するといふのが大原則である。それにあと地域性とかいろいろの部分を含めてプラスアルファが加味される、調整がされるというものであるべきではないかと思ひますが、どうでしょうか。

○浅野(大)政府委員 先にちょっと外国の例なども説明させていただきましたと思ひますが、例えばアメリカですと四百三十五人に固定する、そういう考え方をとっておりますので、確かにおっしゃいましたように、ある人口に對して一人の割合で議員をとるという考え方もあり得ると思ひますが、世界各國がすべてそれで一致しておるというわけでもないと思ひております。

○渡部国務大臣 これも大変難しい御質問で、十万人に一人であるべきか、二十万人に一人であるべきか、三十万人に一人であるべきか、これはその国の情勢もありましようし、なかなかお答えしにくい問題だと思ひますが、我が国では今お話しのように沖繩が復帰して四百七十一というのが本則による定数になっておるわけですから、これが

基準になってこれから検討されていくべきものだ
と思っております。

○川端委員 時間が来てしまったのですが、何万人がいろいろな話をしているのではなくて、本来基本的には、平均的に言えば何人かの国民を代表する者が代議士ではないのか。その基本的な概念が抜けてしまっている議論をする。その途中で例えば行政区である都道府県であるとか、その地域の山間僻地、離島を含んでいるとかいう部分の調整はある。しかし、そういう憲法で保障された国民の権利として、基本的な概念という中で選ばれるという哲学が今ないのである。ですから、今都道府県によって、おのおの選挙区で三倍だ四倍だという議論をしていますけれども、都道府県合計の住民で見ると逆に逆転しているような選挙区が出てくると、少ない県民なのに国会議員の数が多しとかいうふうな非常に矛盾した部分も出てくる。

ですから、これからの定数問題を議論するとき、個人個人のメリット、デメリットにかかわってくるという議論があります。だから一筆にできない、あるいは短絡してもう小選挙区にしたいという話も出てきますけれども、そういう場合でも、基本的などういう形で国会議員というのは選ばれるべきなのかというふうな議論をもっともつとしていって積み重ねていかないと、いつまでたっても基本の哲学がないから、ほころびを合わせばかりの改革しかできないのではないかと思います。

きょうは時間がありませんので、そういう問題提起でしかないですけれども、またお考えをいただきたいし、我々も議論をしていきたいというふうに思っております。

時間が過ぎましたので、終わります。ありがとうございます。

○左藤委員長 次に、松本善明君。

○松本(善)委員 参議院選挙で示された国民の意思というのは、消費税反対、それから金権腐敗政治一掃ということなどが大きなものであります

が、今政府や自民党の方がその金権腐敗政治の問題については、逆に小選挙区制であるとか、政治活動の規制というふうな方向へ持っていこうとしておるのは極めて遺憾だと思っております。

例えば、自民党が提案をした公選法でのポスター制限の問題とか、この委員会でも先ほど質問がありました我が党の機関紙活動に対する規制、これは憲法の保障した最も基本的な政治活動で、それも我が党の場合には、自治省の発表しました行政見解にもきちっと合致する活動をしております。こういうものに対して介入をしようというふうな方向については厳しく抗議の意思を表明をいたしまして、質問をしたいと思います。

自治大臣、先ほど小選挙区制問題や定数は正問題については、各党が厳しい批判的な質問をされました。私たち日本共産党は、小選挙区制は膨大な死票を生み、得票率を大幅に減らしても、相対的に第一党でさえあれば過半数の議席を安定的に占められるというふうな、国民の意思と選択を国会の議席に正確に反映する点で根本的な欠陥を持った制度だというふうに考えております。先ほど自治大臣の答弁の中で、定数は正は各党協議でやるべきだ、こういう御答弁をされました。当然だと思っておりますけれども、選挙制度というのはもつと根本的な問題で、これはもう各党協議でやらなければならぬ性質のものであります。

選挙制度審議会が第七次の審議会の報告で、衆議院議員の特別委員抜きに答申を決定することは適当でないということで総理への報告を出しております。それからまた一昨年の九月十六日ですが、小笠原選挙部長が国会での答弁で、こういう問題はやはり国会で議論するのが適切だ、だから選挙制度審議会がそれ以降開かないことになったのだ、こういう御答弁をしております。各党で議論をして大きな筋を出すというのは当然のことです、これが民主的で、また原則だと思っております。坂野自治大臣も先日ですが、五月の二十四日に、これはもう時間をかけて、暇をかけて各党御議論をしていただきたい、こういうことでずっと来ていたわけ

です。

それが今度突如として、海部内閣になって選挙制度審議会でも、しかも特別委員抜きに、国会の議論抜きにずつと選挙制度についての議論を進めようとしている。これは国会軽視も甚だしいし、今までの選挙制度審議会の経過を全く無視するものではないかと思いますが、自治大臣、どう思いますか。

○渡部国務大臣 この一年間のいろいろの出来事の中で国民の政治不信が高まってきた。その政治不信を解消して政治の信頼を取り戻す、これはお互い政治に携わる者全員の責任であると考えます。私は、先ほどもお話ししたように、それは意識改革の問題もあるし制度改革の問題もある。その制度改革としては公職選挙法、また政治資金規正法、これが柱となるものでありますから、これが二十一世紀の議会民主政治を確固たらしめるためにどういう方向で進むべきなのか、これはやはり国民各界各層の皆さん方からお聞きする必要がある、そしてその御意見を尊重しなければならぬ、こういうことで選挙制度審議会を再発足していただいて、今鋭意御審議をいただいております。

かつて国会議員がこの中に入っておったのが今度に入らなくなったということについては、野党の皆さん方の中にも、それはいいことだという御意見をちょうだいもいたしておる御意見等もございます。いずれにしても法律を通すのは国会なのでありますから、やはり我々は今国民からいろいろの御批判を受けている以上、これからの議会民主政治のあるべき制度について国民の各界各層を代表する皆さん方に御審議を願って、その御意見を賜る、これは当然のことであると考えております。

○松本(善)委員 私の聞いた経過については何も触れないで御答弁でありますけれども、結局そういう経過を無視しているというふうなことにについては、何とも言えないということなんだと思うのです。

選挙制度審議会の選挙制度を担当する第一委員会は、わずか一カ月の審議で、中選挙区制を廃止をして小選挙区制の方向を出したというふうに報道されていますし、それから、自治省の幹部が驚くほどのスピード決着だ。これは委員が小選挙区制を主張する人に偏り過ぎていっているからなんです。だから一遍にそういう結論が出るのです。結果的に見て非常に不公正に選挙制度審議会が進められているというところだと思っております。大体小林会長は小選挙区論者でしょう。第七次審議の速記録によりますと、第七次審議会の委員で小選挙区に徹したい、それ以外には方法がない、こういうふうに言っています。そのとおりですか。

○浅野(大)政府委員 過去の会議録で現在の選挙制度審議会会長がどういう発言をしておられるかというところは、特別確認はいたしておりません。それから、先ほど御質問の中でありましたことに関連いたしまして、ちょっと事実関係について申し上げさせていただきますと、第一委員会は新しい選挙区についても検討しようということでは決まらなかったけれども、それがどういふものであるかということまでお決りになっているわけでは全然ございません。

○松本(善)委員 確認をしてないといったって、これはもうきつと七次審の速記録にあるわけですから、各党の議員が言われましたように、私はやはり小林会長に国会に来てもらって、一体どう考えているんだ、選挙制度審議会のあり方や審議の方向等について聞くべきだ。国会の上に選挙制度審議会があるようなことは絶対認められないと思

います。

しかも自治大臣は、選挙制度についてどうだという質問に対しては、それはもう答弁を差し控える、今審議してもらっているところだと言っているが、海部総理大臣はもうどんどん小選挙区の発言をしているじゃないですか。それが新聞紙上にも出ていますよ。十月四日、新聞社の編集局長会議での講演だとか、小沢幹事長との会議で一致した、報道でこういう答弁をしている。総理大臣

がそんな方向を出してにおいて選挙制度審議会が審議をしてもう、こういうやり方は絶対正しくないと思いませんか、大臣。

○渡部国務大臣 海部内閣が誕生してからこの種の問題で国会の議論では、予算委員会が過日行われて、専門的な問題での審議はきょうこの委員会会で初めて行われるわけでありすけれども、総理も私はもとよりこのことでありすけれども、総理も小選挙区というように述べられておることは、私の記憶にはありません。松本先生、よほど小選挙区が好きなものでそういうふうにお聞きのかもしれませんけれども、政策本位の選挙をやらないければならぬ、これはいろいろの方がおっしゃっておることであって、総理もそういうお話をしておられるということはお聞きしておりますけれども、それ以上進んで小選挙区であるとか中選挙区であるとか大選挙区であるとか、これは今選挙制度審議会が御審議をいたしておるところなのでありますから、その前に当面の責任者が予見を与えるというようなことは好ましいことではないというのが私の考え方でございます。

○松本(善)委員 ないはずだといったって、これは新聞記事で幾らでもありますよ。新聞報道で総理大臣がそういう方向の発言をしているというのは、枚挙にいとまがないですよ、一言いませんけれども。それは総理大臣にそう言っておくべきですよ。そんなことではもう意味がない。私はこういうやり方は極めて重大で、絶対認められないと思いますよ。各委員も言われましたが、今やるべきことは定数は正なんですよ。公職選挙法の改正問題を論ずるとしたら、真つ先に定数は正をやるべきです。国会の決議があるのですから。来年は国勢調査結果が出るのでしょ。そして今、間もなく解散になるだろうというふうに言われているんだから、今やらなかったらやらないということですよ。国会決議無視ということになるんです。そういうようなやり方は断じて認められない。ほかのものに何よりも優先して定数は正をやるべきだということだと思います。これを指摘を

しておきます。今度の選挙の中で金権腐敗政治に対する批判が非常に激しかったわけですが、パチンコ業界からの献金問題も議論されています。関係について発表もございました。大石郵政大臣、水野総務庁長官、戸井田厚生大臣、それぞれ六十一一年選挙の陣中見舞いとして三十万、二十万、百万円ももらった。陣中見舞いは寄附として会計帳簿に記載をして、選挙運動に関する収支報告書で報告が必要だというふうに思います。この三人の方の収支報告はどういうふうになっていましょうか。

○浅野(大)政府委員 これは関係の選挙管理委員会に照会いたしましたわけですが、大石郵政大臣につきましては、昭和六十一年七月の選挙運動費用の収支報告書の要旨を公表した県の公報において、静岡県遊技組合連合会から三十万円の寄附を受けたとの記載がございました。それから水野総務庁長官については、昭和六十一年七月の選挙運動費用の収支報告書の要旨を公表した県の公報において、成田遊技組合から二十万円の寄附を受けたとの記載がございました。記載がありましたのは以上でございます。

○松本(善)委員 戸井田厚生大臣についても有力中央紙二紙に、これは陣中見舞いとしてももらったというのを御本人が言っておられる記事が出ております。これは当然選挙収支報告に記載されるべきことではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○浅野(大)政府委員 選挙運動に関する寄附は選挙運動の収支報告書に記載することになっております。問題は、その具体的な事実がどういうお金だったかということだと思います。

○松本(善)委員 これは本人もそういうことで言っているわけですが、渡部自治大臣も当時三十万円を政治献金として受け取った。これは各新聞のコメントで言われております。陣中見舞いとして受け取ったというふうにも報道されている。御本人の話として出ているものもございします。選挙中の七月二日に事務所まで受け取ったということであり

ますから、どう考えても選挙に関する寄附じゃないか。このパチンコ業界からの献金は今の関係三人も、戸井田さんは報告に出していませんけれども、しかしみんな陣中見舞いだと言っている。自治大臣も新聞ではそういうふうに出ておられる。しかも、このパチンコ業界からの献金について各党発表されました。社会党も公明党も民社党も発表しましたが、圧倒的に陣中見舞い。時期から考えまして、これは陣中見舞い。しか考えられないのですけれども、自治大臣は戸井田厚生大臣同様、選挙運動に関する収支報告では報告をされていません。これはどういふわけでしょう。

○渡部国務大臣 私は昭和四十四年に初めて国会に出るときに、私の選挙区は会津地方と県南地方と二つの地域があるわけですが、その会津地方で私は熱心に後援してくださる皆さん方が渡部恒三政治経済研究所というものをつくってくださった。今日に至っておりますけれども、六十一一年、大変長い間私の熱心な後援者であり、また地域の皆さんからも信望の厚い前の商工会議所の会頭さんが、私の政治経済研究所に御寄附を賜ったということをお聞きしております。

○松本(善)委員 選挙運動についての収支報告として報告されなかったのはなぜかということをお聞きしたのであります。選挙運動収支報告書で報告されなかったのはなぜかと。

○渡部国務大臣 私の政治経済研究所の政治活動に御協力をお願いしたために御寄附をいただいたわけですから、そこで当然届け出、報告がなされたものと承知をいたしております。

○松本(善)委員 刑事局長、ちょっと聞きたいのだが、これはもちろん選挙運動収支報告書に陣中見舞いももらっているのに書いてなければ違反だと私は思うのですが、渡部自治大臣の問題とちょっと離れてだけれども、その当事者側で政治献金として処理しているかあるいは何も書かなかったか、そういうことは別として、捜査するということからすれば、客観的にそれが選挙運動に関する収入であればやはり報告しなければならぬ、収

支報告に載ってなければ違反、こういうふうに見て捜査すべきものではないかと思いますが、その点刑事局長の見解を聞きたいと思うのです。

○中門政府委員 捜査するかどうかというふうな点につきましては、個々の事案の事実関係に基づきまして、それぞれ具体的な事案に即して判断すべき問題だというふうに承知しております。

○松本(善)委員 時間が来ましたが、今のお話のように、やはり客観的に事実関係を判断をして、これは選挙運動に関する収支報告書に載せるべきかどうかということになる。渡部さんの方でこれは違うということやられたかどうかかわりませんが、客観的に見れば、時期から見ても全体の状況から見ても、陣中見舞いであるといふことはだれが見ても、それ以外だといふのは何でそうなんだろうか、その根拠がなければみんな納得しない。私は思うのですよ。しかも渡部自治大臣は選挙運動に関する担当大臣で、警察のそういう問題を取り締まる担当大臣で、そういう立場の人がこういう問題をあいつにしていたのはだめだ。私は思うのですよ。私は、担当大臣としてこれについての反省をしておられるかどうかお聞きして、質問を終わろうと思

います。

○渡部国務大臣 たしか私の会津若松渡部恒三政治経済研究所で堀川さんから御寄附をちょうだいした時期は六十一一年で、私はまだ自治大臣になっておらなかったと思っておりますけれども、今こういう問題が起こって、その時期のことを私なりに秘書から調べましたところ、これは渡部恒三政治経済研究所、地域社会の有志の皆さん方が、長い間皆さん方のお力でこの活動を支えてくださったおつたわけですから、その支えてくださった有力なメンバーである堀川さんがその研究所に御寄附をいただいた、こういうことであります。

○松本(善)委員 これで終わりますが、何の反省もなく極めて遺憾だということを申し上げ、質問を終わりたいと思います。

○左藤委員長 次回は、公報をもってお知らせす

ることとし、本日は、これにて散会いたします。
午後一時十分散会

公職選挙法の一部を改正する法律案

公職選挙法の一部を改正する法律

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

附則第二十項中「附則第十三項から第十六項まで」を「附則第十五項から第十八項まで」に改め、同項を附則第二十二項とし、附則第十九項を附則第二十一項とし、附則第十八項中「附則第十六項」を「附則第十八項」に改め、同項を附則第二十項とし、附則第十七項を附則第十九項とし、附則第十六項を附則第十八項とし、附則第十五項中「附則第十三項」を「附則第十五項」に改め、同項を附則第十七項とし、附則第十四項を附則第十六項とし、附則第十三項中「地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市」を「指定都市」に、「区」の属する市を「区の属する指定都市」に改め、同項を附則第十五項とし、附則第十二項の次に次の二項を加える。

13 衆議院議員の二以上の選挙区にわたって新たに設置された指定都市の区に係る衆議院議員の選挙区については、第十三条、第二百六十九条、附則第七項及び別表第一の規定にかかわらず、当該区が設置された日以後二度目に行われる衆議院議員の総選挙前に行われる衆議院議員の選挙に限り、なお従前の区域による。

14 前項の場合において、当該区については、第十八条第一項及び第二百六十九条の規定にかかわらず、選挙区の区域により当該区の区域を分けて数選挙区を設けるものとする。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 この法律の施行前に衆議院議員の二以上の選挙区にわたって設置され、この法律の施行の際現に公職選挙法第十三条第三項の規定による選挙区の所属が定められていない地方自治法(昭和

二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区については、この法律による改正後の公職選挙法附則第十三項及び第十四項の規定を適用する。

理由

新たに設置された指定都市の区の衆議院議員の選挙区の所属を定めるに当たつての特例措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

政治資金規正法の一部を改正する法律案(長田武士君外二名提出)
政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)の一部を次のように改正する。

3 この法律において「特定公職の候補者」とは、公職の候補者のうち衆議院議員、参議院議員、都道府県の議会の議員若しくは長又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市の議会の議員若しくは長に係る者をいう。

第四条第一項中「收受」の下に「で、第八条の三に定める方法による運用に係る金銭(当該運用のために供与し又は交付した金銭に相当するものとする。の收受以外のもの」を加え、同条第五項中「交付」の下に「で、第八条の三に定める方法による運用のために供与し又は交付以外のもの」を加える。

5 第五条第二項を次のように改める。
2 この法律を適用するについては、政治資金パーティー(対価を徴収して行われる催物で、当該催物の対価に係る収入の金額から当該催物に要する経費の金額を差し引いた残額を政治団体又は特定公職の候補者の政治活動(選挙運動を含む)に関し支出することとされているものを

いう。以下同じ。)の対価の支払は、政治活動に関する寄附とみなす。
第八条の次に次の二条を加える。
(政治資金パーティーの開催の制限等)
第八条の二 政治団体でない者は、政治資金パーティーを開催してはならない。
2 政治資金パーティーの開催者は、政治資金パーティーの対価の支払を受けようとするときは、あらかじめ、当該対価の支払をする者に対し、当該開催者が開催する催物が政治資金パーティーである旨を書面により告知しなければならない。

3 前項に規定する告知に係る書面に記載すべき文言については、自治省令で定める。
(政治団体の金銭及び公職の候補者の政治資金の運用)
第八条の三 政治団体はその有する金銭を、公職の候補者はその政治資金に係る金銭を、銀行その他の金融機関への預金又は貯金によるほか、次に掲げる方法以外の方法により運用してはならない。

一 国債証券、地方債証券、政府保証債券(その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう)又は銀行、農林中央金庫若しくは商工組合中央金庫の発行する債券(次条において「国債証券等」という。)の取得
二 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託
第九条第一項中「のすべての収入及び支出(当該政治団体のためにその代表者又は会計責任者と思を通じてされた支出を含む。以下この条、第十二条及び第十七条において同じ。)並びに当該収入及び支出」を削り、同項第一号中「収入については、次に」を「すべての収入及びこれに関する次に」に改め、同号イ中「個人が負担する」を削り、「件数」を「党費又は会費を負担した者の氏名及び住所(党費又は会費を負担した者が政治団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。第十二条において同じ。)並びに

当該党費又は会費の」に改め、同号ロ中「住所及び職業」を「住所」に、「団体」を「政治団体」に、「第十九条の七」を「第十九条の八」に改め、同号ハ中「住所及び職業」を「住所」に、「第十九条の七」を「第十九条の八」に改め、同号ヘをトとし、ホをヘとし、ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ 政治資金パーティーの対価に係る収入がある場合においては、政治資金パーティーごとに、当該政治資金パーティーについて、その名称、開催年月日、開催場所及び対価に係る収入の金額
第九条第一項第二号中「支出については、」を「すべての支出(当該政治団体のためにその代表者又は会計責任者と思を通じてされた支出を含む。以下この条、第十二条及び第十七条において同じ。)並びに」に改め、同項に次の一号を加える。
三 前条に定める方法による金銭の運用に関する次に掲げる事項
イ 国債証券等を取扱ったときは、その種類及び銘柄並びに取得の価額及び年月日
ロ 国債証券等を譲渡したときは、これらの償還を受けたときは、当該国債証券等の種類及び銘柄並びに譲渡の価額及び年月日又は償還を受けた価額及び年月日
ハ 金銭信託をしたときは、受託者の名称並びに信託した金銭の額、信託の設定年月日及び期間
ニ 金銭信託が終了したときは、受託者の名称並びに委託者に帰属した金銭の額及び信託の終了年月日
第十条第二項中「住所及び職業」を「住所」に改める。
第十一条第一項中「五万円」を「三万円」に改め、
第十九条の六を除き、を削り、同条第二項中「五万円」を「三万円」に改める。
第十二条第一項中「その年におけるすべての収入及び支出について、その総額及び自治省令で定める項目別の金額並びに次に掲げる事項」を「に

係るその年における収入、支出その他の事項で次に掲げるものに改め、同項第一号中「収入については、次に」を「すべての収入についてその総額及び自治省令で定める項目別の金額並びに次に」に改め、同号イを次のように改める。

イ 同一の者が負担する党費又は会費で、その金額の合計額が、政党又は政治資金団体に對するものにあつては年間十萬元、その他の政治団体に對するものにあつては年間五萬元を超えるものについては、その党費又は会費を負担した者の氏名及び住所並びに当該党費又は会費の金額及び納入年月日

第十二条第一項第一号ロ及びハ中「一萬元」を「十萬元」に、「百萬元」を「五萬元」に、「住所及び職業を」及び住所に改め、同号ヘ中「ニ」を「ホ」に、「ホ」を「ヘ」に改め、同号中へをトとし、ホをヘとし、ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ 政治資金パーティーの対価に係る収入がある場合においては、政治資金パーティーごとに、当該政治資金パーティーについて、その名称、開催年月日、開催場所及び対価に係る収入の金額

第十二条第一項第二号中「支出については、」を「すべての支出についてその総額及び自治省令で定める項目別の金額並びに次に」に、「五萬元」を「三萬元」に改め、「限る」の下に「以下この条において同じ」を加え、同項に次の一号を加える。

三 十二月三十一日において有する次に掲げる資産について、当該資産の区分に応じ次に掲げる事項

イ 土地 所在及び面積並びに取得の価額及び年月日

ロ 建物 所在及び床面積並びに取得の価額及び年月日

ハ 取得の価額又は取得時における時価に見積もつた金額のいずれかが百萬元を超える動産 品目及び数量並びに取得の価額及び年月日

ニ 有価証券（手形及び小切手を除く。）種類、銘柄及び数量並びに取得の価額及び年月日

ホ 出資による権利 出資先並びに出資の金額及び年月日

ヘ 貸付先ごとの残高が百萬元を超える貸付金 貸付先及び貸付残高

ト 差入れの金額が一件百萬元を超える敷金 差入先並びに差入れの金額及び年月日

チ 取得の価額又は取得時における時価に見積もつた金額のいずれかが百萬元を超えるゴルフ場その他の施設の利用権 種類、対象となる施設の名称並びに取得の価額及び年月日

第十二条第二項中「同項第一号の下に」支出のうち人件費、光熱水費その他の自治省令で定める経費以外の経費の」を加え、「領収書の写し」を「前条の領収書の写し」に改め、同条に次の一項を加える。

4 政治団体が第三項第一項各号又は第五項第一項各号の団体となつた日（同項第二号の団体にあつては、第六項の二第二項前段の規定による届出がされた日。以下この条において「政治団体となつた日」という。）前に取得した第一項第三号に掲げる資産に係る同条の規定の適用については、同号イからニまでの規定及び同号チ中「取得の価額及び年月日」とあるのは「取得の価額（取得の価額が明らかでない場合は取得時における時価に見積もつた金額、取得の価額及び年月日が明らかでない場合は当該政治団体となつた日における時価に見積もつた金額）及び年月日（年月日が明らかでない場合は、その旨）」と、同号ハ及びチ中「取得の価額又は取得時における時価に見積もつた金額のいずれか」とあるのは「取得の価額又は取得時における時価に見積もつた金額のいずれか（これらがいずれも明らかでない場合は、当該政治団体が政治団体となつた日における時価に見積もつた金額）」と、同号ホ及びト中「年月日」とあるのは「年月日（年月日が明らかでない場合は、その旨）」とする。

第十四条第一項中「明細書（第十条に規定する明細書をいう。第十九条の六を除き、以下同じ。）及び」を「第十条の明細書及び第十一条の」に改め、第十六条中「明細書及び」を「第十条の明細書及び第十一条の」に改める。

第十七条第一項中「支出」の下に「並びに資産」を加え、同条第四項中「及び第三項」を「から第四項まで」に、「並びに」を「及び」に改める。

第十九条第一項中「衆議院議員、参議院議員、都道府県の議会の議員若しくは長又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の議会の議員若しくは長に係る公職の候補者（以下この章において「特定公職の候補者」という。）を「特定公職の候補者」に改め、「うちから」の下に「一の政治団体を」を加え、「政治団体を」を「政治団体として」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定により指定される政治団体の名称には、当該指定をする特定公職の候補者の氏名が表示されていなければならない。

第十九条の二第一項中「前条第三項」を「前条第四項」に改める。

第十九条の三の見出しを「（指定団体に對する寄附）」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第一項中「その者が特定公職の候補者である間に受けた政治活動に関する寄附（金銭その他政令で定める財産上の利益（以下この章において「金銭等」という。）による政治活動に関する寄附に限るものとし、選挙運動に関するものを除く。以下この章において「特定公職の候補者」に對する寄附」という。）に係る金銭等の全部又は一部に相当する金銭等を当該指定団体に取り扱わせるため当該指定団体に寄附するときは、第一項の規定により指定団体に金銭等を寄附するときは、併せて」に改

め、」をした者ごとに、その指定団体に寄附する金銭等を削り、同項第一号中「住所及び職業」を「及び住所」に、「年月日」を「金額及び年月日」に改め、同項第二号中「住所及び職業を」及び住所に、「寄附を」を「寄附の金額、これを」に改め、同項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

指定団体の届出をした者は、その者が特定公職の候補者である間に政治活動に関する寄附（金銭その他政令で定める財産上の利益（以下この章において「金銭等」という。）による政治活動に関する寄附に限るものとし、選挙運動に関するものを除く。以下この条において同じ。）を受けたときは、当該寄附を受けた日から二十日以内に、当該寄附に係る金銭等に相当する金銭等を当該指定団体に取り扱わせるため当該指定団体に寄附しなければならない。ただし、政党又は当該指定団体から受けた寄附に係る金銭等については、この限りでない。

2 指定団体の届出をした者は、当該指定団体の届出をした際、その者が特定公職の候補者である間に受けた政治活動に関する寄附（以下この章において「特定公職の候補者」に對する寄附」という。）に係る金銭等（以下この章において「寄附に係る金銭等」という。）で支出されていないものがあるときは、当該指定団体の届出をした日から二十日以内に、これに相当する金銭等を当該指定団体に取り扱わせるため当該指定団体に寄附しなければならない。ただし、政党から受けた寄附に係る金銭等については、この限りでない。

第十九条の三に次の一項を加える。

4 指定団体の届出をした者が第十九条第四項の規定による指定を取り消した旨の届出をした場合において、第一項又は第二項の規定により寄附しなければならない金銭等で当該指定団体に寄附してはいないものがあるときは、当該指定を取り消した旨の届出がないものとみなし、当該金銭等について前三項の規定を適用する。

2 前項の規定を適用するについては、法人その他の団体が負担する党費又は会費は、寄附とみなす。

第二十二條第三項中「前二項」を「第一項」に改め、「指定団体に対する寄附及び個人が遺贈によつてする寄附」を削り、同条第五項を削り、同条第四項中「及び第二項」を削り、同条を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 何人も、第一項の規定の適用を受ける者であることを知りながら、その者に対して、政治活動に関する寄附をすることを勧誘し、又は要求してはならない。

第二十二條の三の前の見出し及び同条を削り、第二十二條の二第一項中「何人も」を「個人がする政治活動に関する寄附は」に、「超えて政治活動に関する寄附をしてはならない」を「超えることができない」に改め、同条第二項中「政治活動がする寄附」を削り、同条を第二十二條の三とし、第二十二條の次に次の見出し及び一條を加える。

(寄附の量的制限)

第二十二條の二 個人がする政治活動に関する寄附は、各年中において、千万円を超えないことができない。

2 前項の規定は、指定団体に対する寄附（第十九條の三第二項の規定によりされる寄附を含む。次条において同じ。）及び個人が遺贈によつてする寄附については、適用しない。

3 何人も、第一項の規定に違反してされる寄附であることを知りながら、これを受けてはならない。

第二十二條の四を次のように改め、同条の前に見出しとして「（寄附の質的制限）」を付する。

第二十二條の四 何人も、株式又は土地を供与し、又は交付することにより、政治活動に関する寄附をしてはならない。

2 何人も、前項の規定に違反してされる寄附を受けてはならない。

第五章中第二十二條の七の次に次の一條を加える。

る。

(政治活動に関する寄附への公務員の関与等の制限)

第二十二條の八 国及び地方公共団体の公務員で次に掲げるものは、いかなる方法をもつてするを問はず、自己以外の者がする政治活動に関する寄附に関与してはならない。

一 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百一十号）第二条第二項に規定する一般職に属する職員（顧問、参事その他の非常勤職員で政令で定めるものを除く。）

二 裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）に規定する裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員（非常勤職員を除く。）

三 国会議員法（昭和二十二年法律第八十五号）第一条に規定する国会議員（同法第二十四條の二に規定する国会職員を除く。）

四 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第二条第五項に規定する隊員（同法第七十一條第一項の規定による訓練招集命令により召集されている者以外の予備自衛官を除く。）

五 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三条第二項に規定する一般職に属する職員（地方公営企業労働関係法（昭和二十七年法律第二百八十九号）第三条第二項に規定する職員で政令で定めるもの及び同法附則第四項に規定する単純な業務に雇用される職員を除く。）

六 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第七条に規定する管理者

2 何人も、前項各号に掲げる国又は地方公共団体の公務員に対し、同項の規定により当該公務員がしてはならない行為をすることを求めてはならない。

第二十三條に次の一項を加える。

2 第十九條の三第一項又は第二項の規定に違反して寄附をしなかつた者は、五年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

第二十四條中「において」の下に「第二十六條の二第一号を除き、」を加え、同条第一号中「第九條の規定」を「第九條若しくは第十九條の六第一項の規定に、」同条を「第九條に改め、第十九條の四の下に「若しくは第十九條の六第一項」を、「第九條第一項」の下に「若しくは第十九條の六第一項」を加え、同条第二号中「第十條」の下に「又は第十九條の八」を加え、同条第三号中「第十條」の下に「第十九條の三」を加え、同条第四号及び第五号中「第十六條」の下に「第十九條の五第三項又は第十九條の七第四項」を加え、同条第七号を同条第八号とし、同条第六号の次に次の一号を加える。

七 第十九條の三第三項又は第十九條の三の二第一項の規定に違反して通知を怠り、又は虚偽の通知をした者

第二十五條第一項中「若しくは第十九條の七の規定」を「第十九條の五」を「第十九條の五若しくは第十九條の七」に、「若しくは第十九條の七第一項」を「第十九條第一項若しくは第十九條の七第二項若しくは第十九條の七第三項若しくは第十九條の七第四項」に改める。

第二十六條第三号を削り、同条第二号中「第二十二條第四項」を削り、「第二十二條の四第二項」を「第二十二條の三第三項」に改め、同条を同条第三号とし、同条第一号中「第二十二條第一項及び第二項又は」を削り、「第二十二條の二第一項」の下に「又は第二十二條の三第一項」を加え、「（団体にあつては、その役員又は構成員として当該違反行為をした者）」を削り、同条を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 第八條の二第二項の規定に違反して告知を怠つた者（団体にあつては、その役員又は構成員として当該違反行為をした者）

第二十六條の二第一号中「第二十二條の三第一項又は第二項（これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。）」を「第二十二條第一項」に改め、同条第二号中「第二十二條の三第五項」を「第二十二條第四項」に改め、同条第三号中「第二十二條の四第二項」を「第二十二條第五項」に改め、同条第四号中「第二十二條の六第一項」を「第二十二條の四第一項又は第二十二條の六第一項」に改める。

第二十六條の三を次のように改める。

第二十六條の三 次の各号の一に該当する者は、六月以下の禁錮又は十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二條の七第一項の規定に違反して寄附のあつせんに係る行為をした者（団体にあつては、その役員又は構成員として当該違反行為をした者）

二 第二十二條の八第一項の規定に違反して当該公務員以外の者がする政治活動に関する寄附に関与した者

三 第二十二條の八第二項の規定に違反して同条第一項各号に掲げる国又は地方公共団体の公務員に対し同項の規定により当該公務員がしてはならない行為をすることを求めた者（団体にあつては、その役員又は構成員として当該違反行為をした者）

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二年一月一日から施行する。

(政治資金パーティーの対価の支払に関する経過措置)
第二条 改正後の政治資金規正法（以下「新法」という。）第五条第二項の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開催される政治資金パーティーの対価の支払で施行日以後にされるものについて適用する。

(政治団体の金銭及び公職の候補者の政治資金の運用に関する経過措置)
第三条 新法第八條の三の規定は、施行日以後に運用に供される政治団体の有する金銭及び公職

の候補者の政治資金に係る金銭の運用について適用する。

(会計帳簿の記載等に関する経過措置)

第四条 新法第九条第一項第一号に係る同項の規定は、施行日以後に開催される政治資金パーティーの対価に係る収入で施行日以後におけるものについて適用する。

(報告書の提出等に関する経過措置)

第五条 新法第十二条第一項(新法第十七条第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む。以下この条において同じ。)、第十九条の五及び第十九条の七第一項(同条第二項の規定によりその例によることとされる場合を含む。以下この条において同じ。)、施行日の属する年以後の期間に係る新法第十二条第一項及び第十九条の七第一項の規定による報告書並びに施行日以後に新法第十七条第一項及び第十九条の七第二項の規定によりこれらの項の報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書の提出について適用し、施行日の属する年の前年以前の期間に係る改正前の政治資金規正法(以下旧法という。)、第十二条第一項及び第十九条の七第一項の規定による報告書並びに施行日前に旧法第十七条第一項及び第十九条の七第二項の規定によりこれらの項の報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書の提出については、なお従前の例による。

2 前項の場合において、新法第十二条第一項第一号及び八に係る同項の規定、新法第十九条の五第一項第一号及び第二号に係る同項の規定並びに新法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る同項の規定は、あつてに係る寄附について適用し、施行日以後に集められる寄附については、なお従前の例による。

3 第一項の場合において、新法第十二条第一項第一号に係る同項の規定は、施行日以後に開催される政治資金パーティーの対価に係る収入で施行日以後におけるものについて適用する。

第六条 政治団体が施行日前に取得した新法第十二条第一項第三号に掲げる資産に係る同号の規定の適用については、同号イからニまでの規定及び同号チ中「取得の価額及び年月日」とあるのは、「取得の価額(取得の価額が明らかでない場合は取得時における時価に見積もつた金額、取得の価額及び年月日が明らかでない場合は政治資金規正法の一部を改正する法律(平成元年法律第 号)の施行の日における時価に見積もつた金額)及び年月日(年月日が明らかでない場合は、その旨)と、同号ハ及びチ中「取得の価額又は取得時における時価に見積もつた金額のいずれか」とあるのは、「取得の価額又は取得時における時価に見積もつた金額のいずれか(これらがいずれも明らかでない場合は、政治資金規正法の一部を改正する法律の施行の日における時価に見積もつた金額)」と、同号ホ及びト中「年月日」とあるのは「年月日(年月日が明らかでない場合は、その旨)」とする。

(指定団体の届出等に関する経過措置)

第七条 この法律の施行の際、特定公職の候補者が一の政治団体について旧法第十九条第二項の規定による指定団体の届出をしている場合には、施行日において、当該政治団体(その名称に当該特定公職の候補者の氏名が表示されているものに限り)について新法第十九条第三項の規定による指定団体の届出があつたものとみなす。

2 この法律の施行の際、旧法第十九条第二項の規定により届出がされている指定団体については、前項に定めるものを除き、施行日において、新法第十九条第四項の規定による指定を取り消した旨の届出があつたものとみなす。ただし、新法第十九条の三第四項及び第十九条の三の二第三項の規定は、適用しない。

(寄附の量的制限に関する暫定措置)

第八条 当分の間、新法第二十二條の二の規定の適用については、同条第一項中「政治活動に関する寄附」とあるのは、「政党及び政治資金団

体に対してされる寄附」とし、政党及び政治資金団体以外の政治団体に對してされる政治活動に関する寄附並びに公職の候補者の政治活動(選挙運動を含む)に關してされる寄附については、同条の規定を準用する。

2 前項の場合において、その準用する新法第二十二條の二第一項の規定による政治活動に關する寄附の限度額は、同項の規定による当該限度額の二分の一に相當する額とし、新法第二十六條中「第二十二條の二第一項」とあり、又は「第二十二條の二第三項」とあるのは、これらの規定を前項において準用する場合を含むものとする。

(罰則に関する経過措置)

第九条 施行日前にした行為並びに附則第五条の規定により従前の例によることとされる旧法第十二条第一項及び第十九条の七第一項の規定による報告書並びに旧法第十七条第一項及び第十九条の七第二項の規定による報告書の提出に係る事項に係る施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政治資金規正法の一部を改正する法律の一部改正)

第十条 政治資金規正法の一部を改正する法律(昭和五十年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

附則第五条を次のように改める。

第五条 削除

理由

政党その他の政治団体及び公職の候補者の政治活動の公明と公正を確保するため、政治資金パーティーの規制、政治団体の金銭及び公職の候補者の政治資金の運用の規制、政治団体が有する資産の公開、政治活動に關する寄附等に関する公開の徹底、指定団体制度の強化、法人その他の団体の政治活動に關する寄附の禁止、政治活動に關する寄附の量的制限の強化、株式等による政治活動に

關する寄附の禁止、政治活動に關する寄附への公務員の関与等の制限、罰則の強化その他の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

政治資金規正法の一部を改正する法律案(松本 善明君外三名提出)

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 寄附に關する制限」を「第五章 寄附に關する制限」に改める。

第一條中「並びに政治団体を、政治団体」に改め、「規正」の下に「並びに法人その他の団体による政治活動に關する寄附の禁止」を加える。

第三條に次の一項を加える。

5 この法律において「特定公職の候補者」とは、公職の候補者のうち衆議院議員、参議院議員、都道府県の議会の議員若しくは長又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市の議会の議員若しくは長に係る者をいう。

第四條に次の一項を加える。

6 この法律において「政治資金集めパーティー」とは、政治資金を得ることを主たる目的とする催物で、当該催物の対価に係る収入の金額から当該催物に要する経費の金額を差し引いた残額を政治団体又は公職の候補者の政治活動(選挙運動を含む)に關し支出することとされているものをいう。

第五條第一項第二号中「第六條の二第二項前段」を「第六條の三第二項前段」に改め、同條に次の一項を加える。

3 この法律の規定を適用するについては、政治資金集めパーティーの対価の支払は、政治活動に關する寄附とみなす。

第一章中第五条の次に次の一条を加える。
(投機的取引の禁止)

第五条の二 政治団体及び公職の候補者は、その政治資金を投機的取引のために支出してはならない。

第六条第一項中「前条第一項各号」を「第五条第一項各号」に、「次条第二項前段」を「第六条の第三項前段」に改める。

第六条の二を第六条の三とし、第六条の次に次の一条を加える。

第六条の二 次の各号に掲げる政治団体（政党及び政治資金団体を除く。以下この条において同じ。）は、前条第一項の規定による届出に併せて（同項の規定による届出をした後に次の各号に掲げる政治団体に該当することとなつた政治団体にあつては、当該政治団体に該当することとなつた日から七日以内に）、当該政治団体に該当する旨並びに当該各号に掲げる特定公職の候補者の氏名、住所、生年月日及び公職の種類を同項の規定の例により届け出なければならぬ。

一 第三条第一項第一号又は第三号イの政治団体のうち特定公職の候補者が主幹し、又はその主要な構成員が特定公職の候補者であるものの当該主幹する特定公職の候補者又は構成員である特定公職の候補者

二 第三条第一項第一号又は第三号イの政治団体のうち組織的かつ継続的に特定の特定公職の候補者を推薦し又は支持するもの（当該推薦し又は支持することにつき当該特定公職の候補者の同意を得たものに限り） 当該同意を得た特定公職の候補者

三 第三条第一項第二号又は第三号ロの政治団体のうち特定の特定公職の候補者を推薦し又は支持するもの（当該推薦し又は支持することにつき当該特定公職の候補者の同意を得たものに限り） 当該同意を得た特定公職の候補者

四 第五条第一項第一号の政治団体 当該主幹

する特定公職の候補者又は構成員である特定公職の候補者

2 政治団体は、前項の規定による届出をする場合には、当該特定公職の候補者が同項各号に掲げる者である旨を証する書面その他の政令で定める文書（第七条において「証明書等」という。）を提出しなければならない。

第七条中「同じ。」の下に「又は第六条の第二項」を、「同条第一項」の下に「又は第六条の第二項」を加え、「同条第二項」を「第六条第二項に改め、」を含む。」の下に「又は第六条の第二項」を、「綱領等」の下に「又は証明書等」を加える。

第七条の二 第一項中「第六条第一項の規定による届出があつたときは、当該届出を受けた都道府県の選挙管理委員会又は自治大臣は、その届出」を「都道府県の選挙管理委員会又は自治大臣は、当該届出」に改め、「その旨を」の下に「第六条の二第一項の規定による届出を受けたときは、当該届出に係る特定公職の候補者の氏名及び公職の種類」を加え、同条第三項中「第六条の二第二項後段」を「第六条の三第二項後段」に改める。

第九条第一項第一号ロ中「団体」を「政治団体」に改め、同号中へをトとし、ホの次に次のように加える。

へ 次に掲げる資産の譲渡に係る収入については、その支払をした者の氏名及び住所（支払をした者が団体である場合には、その名称及び主たる事務所の所在地。第十二条において同じ。）を、当該収入の金額及び年月日並びに当該資産の区分に応じ次に掲げる事項

- (1) 土地 所在及び面積
- (2) 建物 所在及び床面積
- (3) 有価証券（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項及び第二項に規定する有価証券をいう。以下この条及び第十二条において同じ。）種類、銘柄及び数量

(4) 動産（譲渡に係る収入の金額が百万円以上のものに限り。第十二条第一項第一号において同じ。）品目及び数量

第九条第一項第二号を次のように改める。
二 支出については、次に掲げる事項
イ 次に掲げる資産の取得に係る支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所（支出を受けた者が団体である場合には、その名称及び主たる事務所の所在地。以下第十九条の七までにおいて同じ。）を、当該支出の金額及び年月日並びに当該資産の区分に応じ次に掲げる事項

- (1) 土地 所在及び面積
- (2) 建物 所在及び床面積
- (3) 有価証券 種類、銘柄及び数量
- (4) 動産（取得に係る支出の金額が百万円以上のものに限り。第十二条第一項第二号において同じ。）品目及び数量

ロ その他の支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日
第十一條第一項中「一件五万円以上のすべての支出について、当該支出の目的、金額及び年月日」を「次の各号に掲げる支出について、当該各号に掲げる事項」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第九条第一項第二号イ(1)から(4)までに掲げる資産の取得に係る支出 支出の目的、金額及び年月日並びに当該資産の区分に応じ同号イ(1)から(4)までに掲げる事項
二 その他の支出で一件五万円以上のもの 支出の目的、金額及び年月日
第十一條第二項中「一件五万円以上の支出をした者は、領収書等」を「支出をした者は、前項の規定により領収書等を徴したときは、当該領収書等」に改める。

第十二条第一項第一号ロ及びハ中「政党又は政治資金団体に對するものにあつては年間一百万円、その他の政治団体に對するものにあつては年間一百万円」を「年間一百万円」に改め、同号ハ中「及びホ」を「ホ及びヘ」に改め、同号中へをトとし、ホの次に次のように加える。
へ 次に掲げる資産の譲渡に係る収入については、その支払をした者の氏名及び住所、当該収入の金額及び年月日並びに当該資産の区分に応じ次に掲げる事項

- (1) 土地 所在及び面積
- (2) 建物 所在及び床面積
- (3) 有価証券 種類、銘柄及び数量
- (4) 動産 品目及び数量

第十二条第一項第二号を次のように改める。
二 支出については、人件費、光熱水費その他の自治省令で定める経費以外の経費の支出について、次に掲げる事項
イ 次に掲げる資産の取得に係る支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所、当該支出の金額及び年月日並びに当該資産の区分に応じ次に掲げる事項

ロ その他の支出（一件当たりの金額（数回にわたつてされたときは、その合計金額）が五万円以上のものに限り。）については、その支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日
第十二條第二項中「並びに当該支出の目的、金額及び年月日」を「及び前条第一項各号に掲げる支出の区分に応じ、当該各号に掲げる事項」に改める。

第十八条中「第六条の二」を「第六条の三」に改める。
第十九条第一項中「衆議院議員、参議院議員、都道府県の議会の議員若しくは長又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の議会の議員若しくは長に係る公職の候補者（以下この章において「特定

公職の候補者という。を「特定公職の候補者」に改め、「うちから」の下に「一の政治団体を」を加え、「政治団体を」を「政治団体として」に改め、同条第二項中「この章において」を削る。

第十九条の三第二項及び第十九条の五中「百万円」を「十万円」に改める。

第十九条の六第一項中「及び第十九条第二項の規定により当該特定公職の候補者が届け出た指定団体を削り、当該指定団体に取り扱わせる」を「第十九条第二項の規定により当該特定公職の候補者が届け出た指定団体に取り扱わせる」に改め、同条第三項中「及び第十九条第二項の規定により当該特定公職の候補者が届け出た指定団体を削る」。

第十九条の七第一項第一号及び第二号中「百万円」を「十万円」に改め、同条第三項中「書面」との下に、「及び前条第一項各号に掲げる支出の区分に応じ、当該各号に掲げる事項」とあるのは「並びに当該支出の目的、金額及び年月日」とを加える。

第十九条の八中「及び第十九条第二項の規定により当該特定公職の候補者が届け出た指定団体を削り、同項」を「第十九条第二項」に改める。

第五章の章名の次に次の一条を加える。

(団体の寄附の禁止)

第二十一条の二 法人その他の団体（政治団体を除く。以下この条において同じ。）は、政治活動に関する寄附をしてはならない。

2 何人も、法人その他の団体に対して、政治活動に関する寄附をすることを勧誘し、又は要求してはならない。

3 何人も、第一項に違反してされる寄附を受けてはならない。

第二十二條を次のように改める。

第二十二條 個人によりされる政治活動に関する寄附は、各年中において、二十万円を超えることができない。

2 前項の規定は、指定団体に対する寄附及び遺贈によつてする寄附については、適用しない。

3 何人も、第一項の規定に違反してされる寄附であることを知りながら、これを受けてはならない。

第二十二條の二 第一項中「何人も」を「個人によりされる政治活動に関する寄附は」に、「超えて政治活動に関する寄附をしてはならない」を「超えることができない」に改め、同条第二項中、政治団体がする寄附及び「個人が」を削る。

第二十二條の三及び第二十二條の四を削り、第二十二條の五を第二十二條の三とし、第二十二條の六を第二十二條の四とし、同条の次に次の一条を加える。

第二十二條の五 何人も、第十二條第一項若しくは第十七條第一項又は第十九條の七第一項若しくは第二項に規定する報告書における第十二條第一項第一号若しくは第十九條の五第一号又は第十九條の七第二項第一号の事項の記載を免れる目的をもつて、各年中において、一の特定公職の候補者に係る第六條の二第一項各号に掲げる政治団体（政党及び政治資金団体を除く。）及び当該特定公職の候補者のうち二以上の者に対して政治活動に関する寄附をしてはならない。

第二十二條の七を第二十二條の六とし、同条の次に次の一条及び一章を加える。

(政治資金集めパーティーの告知)

第二十二條の七 政治資金集めパーティーの開催者は、政治資金集めパーティーの対価の支払を受けようとするときは、あらかじめ、当該対価の支払をする者に対し、当該開催者が開催する催物が政治資金集めパーティーである旨を書面により告知しなければならない。

2 前項に規定する告知に係る書面に記載すべき文言については、自治省令で定める。

第五章の二 監督義務

(政治団体の代表者の監督義務)

第二十二條の八 公職の候補者である政治団体の代表者は、当該政治団体の役員又は構成員が当該役員又は構成員としてこの法律の規定に

違反する行為を行わないように、当該役員又は構成員を監督しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、政治団体の代表者は、当該政治団体の会計責任者が報告書に関する規定に違反する行為を行わないように、当該会計責任者を監督しなければならない。

(公職の候補者の監督義務)

第二十二條の九 公職の候補者は、当該公職の候補者の政治活動のために雇用する者が当該公職の候補者の政治活動に関しこの法律の規定に違反する行為を行わないように、当該雇用する者を監督しなければならない。

2 指定団体を指定した特定公職の候補者は、当該指定団体の会計責任者が指定団体に対する寄附に係る会計帳簿及び報告書に関する規定に違反する行為を行わないように、当該会計責任者を監督しなければならない。

第二十三條に次の二項を加える。

2 第二十二條の八第一項に規定する役員又は構成員が前項の違反行為をした場合において、同条第一項に規定する代表者が同項に規定する監督を怠つたときは、当該代表者は、三年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

3 前条第一項に規定する雇用する者が第一項の違反行為をした場合において、同条第一項に規定する公職の候補者が同項に規定する監督を怠つたときは、当該公職の候補者は、三年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

2 第二十二條の八第一項に規定する役員又は構成員が前項の違反行為をした場合において、同条第一項に規定する代表者が同項に規定する監督を怠つたときは、当該代表者は、二年以下の禁錮又は二十万円以下の罰金に処する。

3 第二十二條の九第一項に規定する雇用する者が第一項の違反行為をした場合において、同条第一項に規定する公職の候補者が同項に規定する監督を怠つたときは、当該公職の候補者は、二年以下の禁錮又は二十万円以下の罰金に処する。

2 第二十二條の八第一項に規定する役員又は構成員が前項の違反行為をした場合において、同条第一項に規定する代表者が同項に規定する監督を怠つたときは、当該代表者は、二年以下の禁錮又は二十万円以下の罰金に処する。

2 第二十二條の九第一項に規定する雇用する者が第一項の違反行為をした場合において、同条第一項に規定する公職の候補者が同項に規定する監督を怠つたときは、当該公職の候補者は、二年以下の禁錮又は二十万円以下の罰金に処する。

4 第二十二條の九第二項に規定する会計責任者が第一項第一号（第十九條の四に係る部分に限る。）又は同項第七号（第十九條の五に係る部分に限る。）の違反行為をした場合において、第二十二條の九第二項に規定する特定公職の候補者が同項に規定する監督を怠つたときは、当該特定公職の候補者は、二年以下の禁錮又は二十万円以下の罰金に処する。

2 第二十二條の八第一項に規定する役員又は構成員が前項（第十七條に係る部分を除く。）の違反行為をした場合において、第二十二條の八第一項に規定する代表者が同項に規定する監督を怠つたときは、当該代表者は、三年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

2 第二十二條の八第一項に規定する役員又は構成員が前項（第十七條に係る部分を除く。）の違反行為をした場合において、第二十二條の八第一項に規定する代表者が同項に規定する監督を怠つたときは、当該代表者は、三年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

3 第二十二條の九第一項に規定する雇用する者が第一項の違反行為をした場合において、同条第一項に規定する公職の候補者が同項に規定する監督を怠つたときは、当該公職の候補者は、三年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

4 第二十二條の九第二項に規定する会計責任者が第一項（第十九條の五に係る部分に限る。）の違反行為をした場合において、第二十二條の九第二項に規定する特定公職の候補者が同項に規定する監督を怠つたときは、当該特定公職の候補者は、三年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

5 第二十二條の八第二項に規定する会計責任者が第一項（第十七條に係る部分を除く。）の違反行為をした場合において、第二十二條の八第二項に規定する代表者が同項に規定する監督を怠つたときは、当該代表者は、一年以下の禁錮又は二十万円以下の罰金に処する。

第二十六條 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

2 第二十六條 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

2 第二十六條 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

2 第二十六條 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

2 第二十六條 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

2 第二十六條 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二條第一項又は第二十二條の二第一項の規定に違反して寄附をした者

二 第二十二條第三項又は第二十二條の二第三項の規定に違反して寄附を受けた者（団体にあつては、その役員又は構成員として当該違反行為をした者）

三 第二十二條の五の規定に違反して寄附をした者（団体にあつては、その役員又は構成員として当該違反行為をした者）

四 第二十二條の七第一項の規定に違反して告知を怠つた者（団体にあつては、その役員又は構成員として当該違反行為をした者）

2 第二十二條の八第一項に規定する役員又は構成員が前項（第一号を除く。）の違反行為をした場合において、同条第一項に規定する代表者が同項に規定する監督を怠つたときは、当該代表者は、十万円以下の罰金に処する。

3 第二十二條の九第一項に規定する雇用する者が第一項の違反行為をした場合において、同条第一項に規定する公職の候補者が同項に規定する監督を怠つたときは、当該公職の候補者は、十万円以下の罰金に処する。

第二十六條の二第一号を次のように改める。
一 第二十一條の二第一項の規定に違反して寄附をした法人その他の団体の役員又は構成員として当該違反行為をした者

第二十六條の二第二号中「第二十二條の三第五項」を「第二十一條の二第二項」に改め、同条第三号中「第二十二條の三第六項、第二十二條の五又は第二十二條の六第二項」を「第二十一條の二第二項、第二十二條の三又は第二十二條の四第二項」に改め、同条第四号中「第二十二條の六第二項」を「第二十一條の二第二項」に改め、同条に次の二項を加える。

2 第二十二條の八第一項に規定する役員又は構成員が前項（第一号を除く。）の違反行為をした場合において、同条第一項に規定する代表者が同項に規定する監督を怠つたときは、当該代表者は、二十万円以下の罰金又は二十万円以下の罰

金に処する。

3 第二十二條の九第一項に規定する雇用する者が第一項の違反行為をした場合において、同条第一項に規定する公職の候補者が同項に規定する監督を怠つたときは、当該公職の候補者は、二年以下の禁錮又は二十万円以下の罰金に処する。

第二十六條の三中「第二十二條の七第一項」を「第二十一條の二第一項」に改め、同条に次の二項を加える。

2 第二十二條の八第一項に規定する役員又は構成員が前項の違反行為をした場合において、同条第一項に規定する代表者が同項に規定する監督を怠つたときは、当該代表者は、三月以下の禁錮又は十万円以下の罰金に処する。

3 第二十二條の九第一項に規定する雇用する者が第一項の違反行為をした場合において、同条第一項に規定する公職の候補者が同項に規定する監督を怠つたときは、当該公職の候補者は、三月以下の禁錮又は十万円以下の罰金に処する。

第二十六條の四中「第二十二條の七第二項」を「第二十一條の二第二項」に、「五万円」を「十万円」に改め、同条に次の二項を加える。

2 第二十二條の八第一項に規定する役員又は構成員が前項の違反行為をした場合において、同条第一項に規定する代表者が同項に規定する監督を怠つたときは、当該代表者は、五万円以下の罰金に処する。

3 第二十二條の九第一項に規定する雇用する者が第一項の違反行為をした場合において、同条第一項に規定する公職の候補者が同項に規定する監督を怠つたときは、当該公職の候補者は、五万円以下の罰金に処する。

第二十七條第一項及び第二項中「第二十四條」を「第二十四條第一項」に改める。

附則
（施行期日）
第一条 この法律は、平成二年一月一日から施行する。

（政治資金集めパーティーの対価の支払に関する経過措置）
第二条 改正後の政治資金規正法（以下「新法」という。）第五條第三項の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開催される政治資金集めパーティーの対価の支払で施行日以後にされるものについて適用する。

（政治団体の関係特定公職の候補者の届出に関する経過措置）
第三条 改正前の政治資金規正法（以下「旧法」という。）第六條第一項の規定による届出をした政治団体（政党及び政治資金団体を除く。）で施行日において新法第六條の二第一項各号に掲げる政治団体であるものに係る同項の規定の適用については、同項中「当該政治団体に該当することとなつた日から七日以内」とあるのは、「政治資金規正法の一部を改正する法律（平成元年法律第 号）の施行の日から二月以内」とする。

（会計帳簿の記載等に関する経過措置）
第四条 新法第九條第一項第一号に係る同項の規定は、施行日以後に譲渡される同号（1）から（4）までに掲げる資産に係る収入で施行日以後に譲渡された同号（1）から（4）までに掲げる資産に係る収入で施行日以後におけるものについては、なお従前の例による。

2 新法第九條第一項第二号に係る同項の規定は、施行日以後に取得される同号（1）から（4）までに掲げる資産に係る支出で施行日以後におけるものについて適用し、施行日前に取得された同号（1）から（4）までに掲げる資産に係る支出で施行日以後におけるものについては、なお従前の例による。

（領収書等に関する経過措置）
第五条 新法第九條第一項第二号（1）から（4）までに掲げる資産の取得に係る支出についての新法第十一條の規定は、施行日以後に取得される新

法第九條第一項第二号（1）から（4）までに掲げる資産に係る支出で施行日以後におけるものについて適用し、施行日前における支出及び施行日前に取得された同号（1）から（4）までに掲げる資産に係る支出で施行日以後におけるものについては、なお従前の例による。

（報告書の提出等に関する経過措置）
第六条 新法第十二條第一項（新法第十二條第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む。以下この条において同じ。）第十九條の五及び第十九條の七第一項（同条第二項の規定によりその例によることとされる場合を含む。以下この条において同じ。）の規定は、施行日の属する年以後の期間に係る新法第十二條第一項及び第十九條の七第一項の規定による報告書並びに施行日以後に新法第十二條第一項及び第十九條の七第二項の規定によりこれらの項の報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書の提出について適用し、施行日の属する年の前年以前の期間に係る旧法第十二條第一項及び第十九條の七第一項の規定による報告書並びに施行日前に旧法第十二條第一項及び第十九條の七第二項の規定によりこれらの項の報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書の提出については、なお従前の例による。

2 前項の場合において、新法第十二條第一項第一号に係る同項の規定、新法第十九條の五第二号に係る同条の規定及び新法第十九條の七第一項第二号に係る同項の規定は、施行日以後に集められる寄附に係る寄附のあつせんについて適用し、施行日前に集められた寄附に係る寄附のあつせんについては、なお従前の例による。

3 第一項の場合において、新法第十二條第一項第一号に係る同項の規定は、施行日以後に譲渡される同号（1）から（4）までに掲げる資産に係る収入で施行日以後におけるものについて適用し、施行日前に譲渡された同号（1）から（4）までに掲げる資産に係る収入で施行日以後におけるものについては、なお従前の例による。

（領収書等に関する経過措置）
第五条 新法第九條第一項第二号（1）から（4）までに掲げる資産の取得に係る支出についての新法第十一條の規定は、施行日以後に取得される新

法第九條第一項第二号（1）から（4）までに掲げる資産に係る支出で施行日以後におけるものについて適用し、施行日前における支出及び施行日前に取得された同号（1）から（4）までに掲げる資産に係る支出で施行日以後におけるものについては、なお従前の例による。

（報告書の提出等に関する経過措置）
第六条 新法第十二條第一項（新法第十二條第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む。以下この条において同じ。）第十九條の五及び第十九條の七第一項（同条第二項の規定によりその例によることとされる場合を含む。以下この条において同じ。）の規定は、施行日の属する年以後の期間に係る新法第十二條第一項及び第十九條の七第一項の規定による報告書並びに施行日以後に新法第十二條第一項及び第十九條の七第二項の規定によりこれらの項の報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書の提出について適用し、施行日の属する年の前年以前の期間に係る旧法第十二條第一項及び第十九條の七第一項の規定による報告書並びに施行日前に旧法第十二條第一項及び第十九條の七第二項の規定によりこれらの項の報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書の提出については、なお従前の例による。

2 前項の場合において、新法第十二條第一項第一号に係る同項の規定、新法第十九條の五第二号に係る同条の規定及び新法第十九條の七第一項第二号に係る同項の規定は、施行日以後に集められる寄附に係る寄附のあつせんについて適用し、施行日前に集められた寄附に係る寄附のあつせんについては、なお従前の例による。

3 第一項の場合において、新法第十二條第一項第一号に係る同項の規定は、施行日以後に譲渡される同号（1）から（4）までに掲げる資産に係る収入で施行日以後におけるものについて適用し、施行日前に譲渡された同号（1）から（4）までに掲げる資産に係る収入で施行日以後におけるものについては、なお従前の例による。

（領収書等に関する経過措置）
第五条 新法第九條第一項第二号（1）から（4）までに掲げる資産の取得に係る支出についての新法第十一條の規定は、施行日以後に取得される新

法第九條第一項第二号（1）から（4）までに掲げる資産に係る支出で施行日以後におけるものについて適用し、施行日前における支出及び施行日前に取得された同号（1）から（4）までに掲げる資産に係る支出で施行日以後におけるものについては、なお従前の例による。

（報告書の提出等に関する経過措置）
第六条 新法第十二條第一項（新法第十二條第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む。以下この条において同じ。）第十九條の五及び第十九條の七第一項（同条第二項の規定によりその例によることとされる場合を含む。以下この条において同じ。）の規定は、施行日の属する年以後の期間に係る新法第十二條第一項及び第十九條の七第一項の規定による報告書並びに施行日以後に新法第十二條第一項及び第十九條の七第二項の規定によりこれらの項の報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書の提出について適用し、施行日の属する年の前年以前の期間に係る旧法第十二條第一項及び第十九條の七第一項の規定による報告書並びに施行日前に旧法第十二條第一項及び第十九條の七第二項の規定によりこれらの項の報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書の提出については、なお従前の例による。

2 前項の場合において、新法第十二條第一項第一号に係る同項の規定、新法第十九條の五第二号に係る同条の規定及び新法第十九條の七第一項第二号に係る同項の規定は、施行日以後に集められる寄附に係る寄附のあつせんについて適用し、施行日前に集められた寄附に係る寄附のあつせんについては、なお従前の例による。

3 第一項の場合において、新法第十二條第一項第一号に係る同項の規定は、施行日以後に譲渡される同号（1）から（4）までに掲げる資産に係る収入で施行日以後におけるものについて適用し、施行日前に譲渡された同号（1）から（4）までに掲げる資産に係る収入で施行日以後におけるものについては、なお従前の例による。

ものについては、なお従前の例による。

4 第一項の場合において、新法第十二条第一項第一号イに係る同項の規定は、施行日以後に取得される同号イ(1)から(4)までに掲げる資産に係る支出で施行日以後におけるものについて適用し、施行日前に取得された同号イ(1)から(4)までに掲げる資産に係る支出で施行日以後におけるものについては、なお従前の例による。

5 新法第十二条第一項第二号イ(1)から(4)までに掲げる資産の取得に係る支出についての同条第二項の規定は、施行日以後に取得される同号イ(1)から(4)までに掲げる資産に係る支出で施行日以後におけるものについて適用し、施行日前に取得された同号イ(1)から(4)までに掲げる資産に係る支出で施行日以後におけるものについては、なお従前の例による。

(指定団体の届出等に関する経過措置)

第七条 この法律の施行の際、旧法第十九条第二項の規定により特定公職の候補者が二以上の指定団体の届出をしている場合には、当該二以上の指定団体については、施行日において、新法第十九条第三項の規定による指定を取り消した旨の届出があったものとみなす。

(指定団体に対する寄附に係る通知に関する経過措置)

第八条 寄附のあっせんに係る新法第十九条の第三第二項の規定は、施行日以後に集められる寄附に係る寄附のあっせんについて適用し、施行日前に集められた寄附に係る寄附のあっせんについては、なお従前の例による。

(保有金に関する経過措置)

第九条 新法第十九条の六から第十九条の八までの規定は、旧法第十九条第二項の規定により特定公職の候補者が届け出た指定団体から当該特定公職の候補者が施行日前に受けた寄附に係る金銭等(旧法第十九条の三第一項に規定する金銭等をいう。)については、適用しない。

(罰則に関する経過措置)

第十条 施行日前にした行為及び附則第四条から

第六条までの規定により従前の例によることとされる事項に係る施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政治資金規正法の一部を改正する法律の一部改正)

第十一条 政治資金規正法の一部を改正する法律(昭和五十年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

附則第五条第二項中「及び第二項」を削り、「第二十二條第四項」を「第二十二條第三項」に改める。

附則第八条を次のように改める。

第八条 削除

(租税特別措置法の一部改正)

第十二条 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第四十一条の十五中「政治活動に関する寄附」の下に「同法第五条第三項の規定により政治活動に関する寄附とみなされるものを含み、」を加える。

理由

政党その他の政治団体及び公職の候補者の政治活動の公正と公平を確立し、国民の信頼に応えた民主政治の健全な発展を図るため、法人その他の団体による政治活動に関する寄附を禁止するとともに、政治資金集めパーティーの規制、投機的取引の禁止、政治団体の関係する特定公職の候補者の公表、資産の売買に係る取支の明確化、寄附等に関する公開基準の改定、指定団体の数の制限、保有金に係る報告の制度の強化、寄附者の氏名等の公開を免れる目的とする寄附の分散の禁止、公職の候補者等の監督義務規定の創設その他の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。